

平成25年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金

社会福祉推進事業

アイヌの人々に対する相談のあり方に関する

調査研究事業報告書

公益財団法人人権教育啓発推進センター

平成26(2014)年3月

目次

はじめに	1
第1章 事業の概要	3
第1節 事業の目的	3
第2節 実施方法及び実施体制	4
第3節 実施スケジュール	5
第2章 調査の背景	6
第1節 アイヌ民族の概要	6
第2節 アイヌ政策の概要	7
第3章 相談体制の構築	12
第1節 先行事例の概要	12
第2節 相談体制の概要	15
第4章 広報の実施	18
第1節 広報の枠組み	18
第2節 広報活動の内容	19
第5章 相談記録の集計・分析	33
第1節 相談内容分析の枠組み	33
第2節 集計分析結果	34
第6章 まとめ	65
第1節 今回の調査結果のポイント	65
第2節 総括	67
参考1：「北海道外アイヌ生活実態調査」の概要	69
参考2：アイヌ政策に関する世論調査結果の概要	72

はじめに

アイヌの人々は、歴史的に見ると少なくとも中世末期以降では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始め、多くの独自の文化や伝統を有しています。

しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

アイヌの人々が、憲法の下で平等を保障された基本的人権が擁護されなければならないのは当然のことです。

こうした現状に対し、国、自治体、関係諸団体はもとより、本法人においても、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消を目指し、広く国民に向けた啓発活動に取り組んでいるところです。

こうした中、「人権に関する取り組みに関する調査・研究」の視点から、アイヌの人々を対象として専用電話や面談による相談窓口を設置し、全国に居住しているアイヌの人々から、普段生活している上での悩みや困りごとについて直接把握することを企画しました。

そして、このようにして集計された相談内容を多面的に分析することにより導き出される結果が、今後におけるアイヌの人々の生活向上のための行政施策立案等に寄与できると考えたところです。

本法人がこのような事業を実施することは、極めて公益性が高く本法人設立の主旨にも合致することは言うまでもありません。

昨年9月半ばから相談受付を開始し、当初、本年1月半ばには終了する予定でしたが、多くのアイヌの人々から生活に関する悩みや行政への意見、要望が寄せられたばかりでなく、本相談窓口を是非とも継続してもらいたい旨の要望が寄せられました。このような期待に応えるべく、3月末まで相談受付を延長したところです。

多くのアイヌの人々から寄せられた悩み、意見、要望等は本報告書（2月末までの相談結果）で述べたところですが、今回実施した相談事業に対する反響の大きさに、本法人としましても、この種の事業の重要性を改めて実感したとこ

ろです。

本法人では、本事業を一つの契機として、引き続き、アイヌの人々の生活向上に向けた啓発活動を職員が一丸となって取り組む所存です。

終わりになりますが、相談を寄せられた多くのアイヌの人々をはじめ、相談員として熱心に業務遂行して下さった方々に、さらには本事業を紹介して下さった報道機関、自治体、関係諸団体等の皆様にこの場をお借りいたしまして深く感謝申し上げますとともに、アイヌの人々の意見、要望等が今後の行政施策に活かされるよう希望してやみません。

平成 26 年 3 月

公益財団法人人権教育啓発推進センター

第1章 事業の概要

第1節 事業の目的

現在、国では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）が設置・開催されているところである。

平成24年7月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には「北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。」との提言が盛り込まれたところである。

このような状況を踏まえ、本事業では、アイヌの人々が抱えている人権に関する問題を始め、生活上の悩みなど、様々な困りごとに対する電話及び来訪による相談事業を実施し、その相談内容の分析・検証を行うことを通じて、今後のアイヌの人々に関する人権啓発及び生活向上に資することを目的として実施することとした。

第2節 実施方法及び実施体制

実施方法及び実施体制は次のとおりである（図表1）。

(1) 相談体制の構築

- ・札幌市等が行っている生活相談の先行事例を参考にしつつ、相談調書様式の作成や相談員の要件検討、想定される相談内容の類型化等の事前準備を行う。
- ・相談員の選任を行う。

(2) 広報の実施

- ・マスメディア等を活用し、アイヌの人々のための相談事業を実施する旨の広報を全国的に行う。
- ・具体的には、当団体（公益財団法人人権教育啓発推進センター。以下「当センター」とする。）のホームページによる発信、全国の自治体のホームページによる発信や広報誌への掲載、関係団体への働きかけを行う。

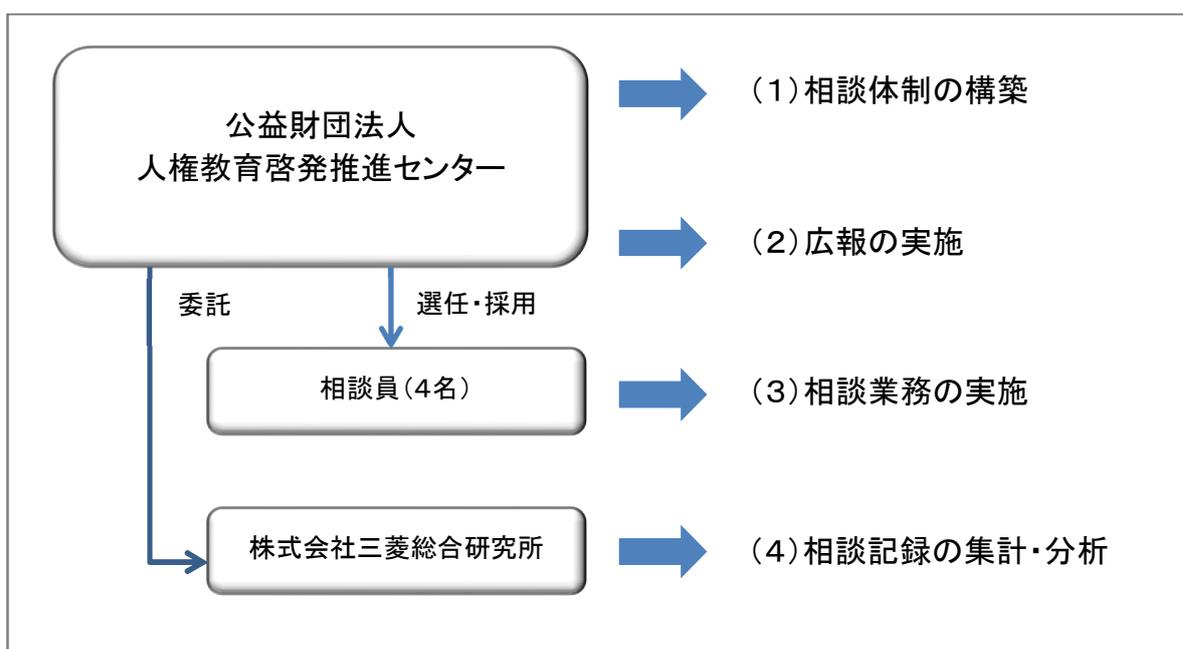
(3) 相談業務の実施

- ・当センター内に、相談員を配置し、アイヌの人々を対象とする電話及び来訪による相談を実施。

(4) 相談内容の分析

- ・相談内容や相談者属性について分析を行い、報告書に取りまとめる。

図表1 実施方法及び実施体制



第3節 実施スケジュール

実施スケジュールは下表のとおりである（図表2）。

図表2 実施スケジュール



第2章 調査の背景

第1節 アイヌ民族の概要

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である。平成 18 年に北海道が実施した「北海道アイヌ生活実態調査」によると、北海道に居住しているアイヌの人々の概況は以下のとおりである。

まず、北海道には 23,782 人のアイヌの人々が住んでいる。支庁別にみると、日高支庁が最も多く 2,905 世帯、7,530 人（人口構成比 31.7%）、次に胆振支庁 2,161 世帯、6,622 人（人口構成比 27.8%）となっており、この 2 支庁で北海道内アイヌ人口の 59.5%を占めている。

中学校卒業者の進路についてみると、高校への進学率は 93.5%、高校卒業者のうち大学（短大を含む。）への進学率は 17.4%、就職率は 49.9%となっている。

また、就職者についてみると、中学卒業者では第一次産業 80.0%、第二次産業 0.0%、第三次産業 20.0%、高校卒業者では第一次産業 7.8%、第二次産業 29.3%、第三次産業 53.3%（分類不能 9.6%）となっている。

一方、アイヌ政策推進会議が平成 23 年度に実施した「北海道外アイヌの生活実態調査」によると、世帯の構成人数については 1 人世帯が最も多く(28.1%)、次いで 2 人世帯が多い(24.8%)。世帯が居住している住宅については、「民間の借家・アパート・マンション」が最も多く(41.8%)、次いで、「一戸建て持家(土地所有)」(27.5%)が多い。北海道における調査（北海道大学調査）※と比較すると、特に「一戸建て持家」が少なく、「民間の借家・アパート・マンション」が多い。

世帯年収については、「200 万円以上 300 万円未満」が最も多く(20.5%)、次いで「100 万円以上 200 万円未満」(15.2%)、「300 万円以上 400 万円未満」が多い(14.4%)。北海道における調査でも、「200 万円以上 300 万円未満」が最も多い。

現在の仕事(職業)については、「無職、学生」を除くと、「生産工程に関わる職業」が最も多く、次いで「販売に関わる職業」と「専門的・技術的職業」が多い。就業形態については、「正規の職員・従業員」が最も多く(37.5%)、次いで「パート・アルバイト・臨時雇用・日雇い等」が多い。

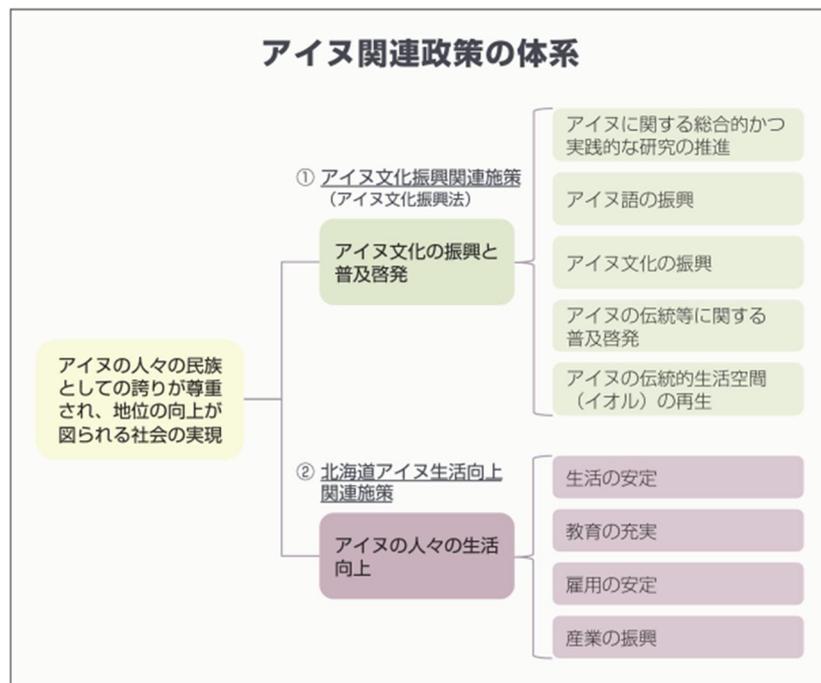
※：「北海道アイヌ民族生活実態調査」（北海道大学アイヌ・先住民研究センター、平成 20 年）

第2節 アイヌ政策の概要

国はアイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、地位の向上が図られる社会の実現を目指し、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等の知識の普及・啓発、アイヌの人々の生活の向上を図るための施策を推進している。

このアイヌ政策には大きく2つの柱がある。第一は、「アイヌ文化の振興と普及啓発」、第二は「アイヌの人々の生活向上」である（図表3）。

図表3 国のアイヌ政策



URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/policy.html>

出典：首相官邸ホームページ

「アイヌ文化の振興と普及啓発」については、平成 8 年 4 月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の提言を受けて平成 9 年 7 月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）に基づいている。

国土交通省及び文部科学省では、指定法人である公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の事業を支援し、アイヌ文化の振興等の施策を推進している（図表 4）。

図表4 アイヌ文化の振興等における主な事業

<p>アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・アイヌの社会や文化に関する研究・出版物の作成に対する助成
<p>アイヌ語の振興</p> <ul style="list-style-type: none">・アイヌ語指導者の育成、アイヌ語教材の作成・アイヌ語講座、弁論大会等
<p>アイヌ文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none">・テーマ毎のマニュアル等の作成、実践講座、口承文芸の視聴覚資料の作成・文化交流活動等の助成、学校・文化団体等への文化活動アドバイザーの派遣・伝統工芸作品の復元・展示会開催の助成、工芸作品コンテスト・文化フェスティバルの開催、アイヌ文化賞等
<p>アイヌの伝統等に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・リーフレット、ポスター、ホームページ等による広報情報発信・小中学生向け副読本の作成・配布・幼児向け絵本の作成・配布・セミナー・講演会の開催等
<p>アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生</p> <ul style="list-style-type: none">・アイヌ文化活動の拠点となる空間の形成、伝承活動等に必要自然素材の栽培・一般の方々を対象としたアイヌ文化の体験活動

URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/policy.html>

出典：首相官邸ホームページ情報を基に作成

「アイヌの人々の生活向上」については、北海道では、昭和 49 年度以降、「北海道ウタリ福祉対策」や「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を実施し、アイヌの人々の社会的・経済的地位の向上を図るための施策を推進しており、国は、この対策の円滑な推進のため、北海道が実施する「生活の安定」、「教育の充実」、「雇用の安定」、「産業の振興」などの施策を支援している（図表 5）。

アイヌの人々の生活向上に係る支援施策は北海道内の自治体で展開しており、原則として北海道外の自治体では行っていない。例えば、北海道内においては、アイヌの人々の生活上の相談に応じるため、市町村に「アイヌ生活相談員」が配置されているところであるが、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、アイヌの人々のみを対象とした特別の体制は整備されていない。

図表5 アイヌの人々の社会的・経済的地位の向上を図るための主な事業

- 修学の支援
- 高校生、大学生等に対する奨学金等
- 雇用・生活の安定
- 職業相談等の就職支援
- 生活館の整備・運営に対する補助等
- 農林漁業の振興
- 農林漁業の経営近代化施設の整備等に対する補助
- 中小企業の産業振興
- 民芸品展示会の開催・研修会開催等に対する補助
- 住宅環境の改善
- 住宅の新築資金等の貸付事業に対する支援

URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/policy.html>

出典：首相官邸ホームページ情報を基に作成

平成 19 年 9 月 13 日、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会において採択されたこと及び、平成 20 年 6 月 6 日、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で全会一致で採択されたことを受け、アイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、平成 20 年 7 月に、内閣において「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置された。

その後、有識者懇談会報告では、アイヌの人々の意見を政策推進等に反映するための協議の場の設置が提言されたことから、国では、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」を開催することとし、現在、アイヌ委員を含む委員 14 名で総合的・効果的なアイヌ政策を推進している。

平成 24 年 7 月に開催されたアイヌ政策推進会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、

この中では「北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。」との提言が盛り込まれた（図表6、7）。

これを受けて、作業部会では全国的見地からの施策の展開等の観点から、アイヌの人々への生活相談の充実に向けた具体的な対応等について検討が行われ、平成25年9月に開催された政策推進会議では、「厚生労働省は、内閣官房と連携しながら、今後の施策の方向性について検討を進める」とされた（図表8）。

このような経過を踏まえ、平成25年9月20日に本事業の取組であるアイヌの人々のための電話又は面談による生活相談を当センターにおいて開始したところである。

図表6 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について(概要)

検討の趣旨・経緯	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告(H23.6)を踏まえ、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点で、全国的見地から必要な支援策を検討 	
検討された支援策	
高等教育機関への進学支援等 教育水準の向上を図るための支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 道外アイヌ子弟への支援が可能となるよう、奨学金事業の充実・改善に向けた方策を検討 ● 各種奨学金制度や授業料免除制度等の周知 大学等におけるアイヌ文化等に関する教育・研究活動に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 基盤的経費や競争的資金の有効活用のための工夫等 	道外におけるアイヌ文化伝承等への支援 情報発信等の強化 <ul style="list-style-type: none"> ● アイヌ文化振興財団による普及啓発の更なる推進(メールマガジンの発行、ホームページの充実等) ● アイヌ文化交流センター(東京八重洲)における展示・資料等の充実やイベントの開催、学習の場としての利用促進等を検討 文化伝承活動への支援等 <ul style="list-style-type: none"> ● アイヌ文化等に関する各種講座の拡充等、学ぶ機会の充実 ● 各種講座への参加を通じ学習した成果を発表する機会の充実 ● アイヌ語の調査研究の強化を踏まえた伝承活動の支援
生活等の相談への対応措置 <ul style="list-style-type: none"> ● 道外における生活相談機能の確保(電話相談、首都圏等における定期的な生活相談の実施等を検討) ● 民生委員等への研修の充実 	安定した就労への支援 職業訓練の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● ニーズを踏まえ、パソコン習得の支援や、技能を確実に習得できる内容・期間を考慮した職業訓練の実施 職業相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークによるきめ細かな職業相談、職業相談員等への研修の充実、各種雇用施策の一層の周知
首都圏における交流の場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● アイヌの人々のニーズを把握し、アイヌ文化交流センターとの関係を整理した上で、既存施設の有効活用の可能性や、現行の「生活館」制度とは別の制度の創設の可能性などについて、幅広く検討 	
その他の留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ● 政策対象者の認定について、透明性及び客観性のある手法等を慎重に検討する必要(認定機関、確認基準等) ● 幼児期からの教育の重要性について留意 	

出典：政策推進作業部会（平成24年6月1日）資料

図表7 アイヌの人々を対象とした生活等の相談に対応する等の措置について

北海道外アイヌの生活実態調査部会報告において、北海道外のアイヌの人々には、困っていることや悩みを抱える人が多いものの、「近くに信頼して相談できる人がいない」という理由から誰にも相談しない人が少なからずいるという結果が示されている。北海道内においては、アイヌの人々の生活上の相談に応ずるため、市町村に「アイヌ生活相談員」が配置されているところがあるが、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、アイヌの人々を対象とした特別の体制は整備されていない。

北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。

出典：政策推進作業部会（平成24年6月1日）資料抜粋

図表8 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の進捗状況について(概要)

検 討 の 緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回アイヌ政策推進会議では、可能なものは直ちに実施し、検討を要する事項についても迅速に結論を得るよう、関係省庁と連携して検討を進めることとされた。 ● これを受け政策推進作業部会における、現時点の状況を以下のとおり報告する。 								
実 の 施 済 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施策のパンフレット等での情報提供 ● 教育相談、職業相談、民生委員等相談に応ずる者に対する研修の充実 ● アイヌ文化に関する情報発信等の強化 ● 北海道外におけるアイヌ伝統文化伝承への支援 等 								
部 会 に お け る 検 討 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #0070c0; color: white; text-align: center;"> アイヌの子弟に対する奨学金 </td> <td style="background-color: #0070c0; color: white; text-align: center;"> 安定した就労への支援 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度から、高等教育機関に進学又は在学している子弟が、(独)日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けやすくなるよう、文部科学省等で検討。その際、すべて適用対象となるよう制度設計を行うとともに、返還に当たっては、一定の配慮を講ずるべきである。 ● 対象者の認定については、適正性を担保しつつ、必要書類、書類審査などについて更に検討を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省において、首都圏に居住するアイヌの人々の求職者のニーズ調査を実施したが、アイヌの方々のみの訓練科目を計画するにいたらなかった。今後とも、ニーズ把握につとめるとともに、独自の訓練科目の設置や、職業訓練に必要なスキルを身に付けるための訓練科目の設置についても検討を求める。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0070c0; color: white; text-align: center;"> 生活等の相談への対応措置 </td> <td style="background-color: #0070c0; color: white; text-align: center;"> 首都圏における交流の場の確保 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省は内閣官房と連携しながら、北海道外におけるアイヌの人々の悩みなどを、主として電話で受ける生活相談を、平成25年度に試行的に実施。相談内容等を分析し、今後の施策の方向性について検討を進める。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 首都圏における交流の場を確保するため、内閣官房において、アイヌの人々の要望を聞きながら施設の確保に向けて調整を行う。推進作業部会としては、調整等が円滑に進むことを希望する。 </td> </tr> </table>	アイヌの子弟に対する奨学金	安定した就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度から、高等教育機関に進学又は在学している子弟が、(独)日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けやすくなるよう、文部科学省等で検討。その際、すべて適用対象となるよう制度設計を行うとともに、返還に当たっては、一定の配慮を講ずるべきである。 ● 対象者の認定については、適正性を担保しつつ、必要書類、書類審査などについて更に検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省において、首都圏に居住するアイヌの人々の求職者のニーズ調査を実施したが、アイヌの方々のみの訓練科目を計画するにいたらなかった。今後とも、ニーズ把握につとめるとともに、独自の訓練科目の設置や、職業訓練に必要なスキルを身に付けるための訓練科目の設置についても検討を求める。 	生活等の相談への対応措置	首都圏における交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省は内閣官房と連携しながら、北海道外におけるアイヌの人々の悩みなどを、主として電話で受ける生活相談を、平成25年度に試行的に実施。相談内容等を分析し、今後の施策の方向性について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 首都圏における交流の場を確保するため、内閣官房において、アイヌの人々の要望を聞きながら施設の確保に向けて調整を行う。推進作業部会としては、調整等が円滑に進むことを希望する。
アイヌの子弟に対する奨学金	安定した就労への支援								
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成26年度から、高等教育機関に進学又は在学している子弟が、(独)日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けやすくなるよう、文部科学省等で検討。その際、すべて適用対象となるよう制度設計を行うとともに、返還に当たっては、一定の配慮を講ずるべきである。 ● 対象者の認定については、適正性を担保しつつ、必要書類、書類審査などについて更に検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省において、首都圏に居住するアイヌの人々の求職者のニーズ調査を実施したが、アイヌの方々のみの訓練科目を計画するにいたらなかった。今後とも、ニーズ把握につとめるとともに、独自の訓練科目の設置や、職業訓練に必要なスキルを身に付けるための訓練科目の設置についても検討を求める。 								
生活等の相談への対応措置	首都圏における交流の場の確保								
<ul style="list-style-type: none"> ● 厚生労働省は内閣官房と連携しながら、北海道外におけるアイヌの人々の悩みなどを、主として電話で受ける生活相談を、平成25年度に試行的に実施。相談内容等を分析し、今後の施策の方向性について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 首都圏における交流の場を確保するため、内閣官房において、アイヌの人々の要望を聞きながら施設の確保に向けて調整を行う。推進作業部会としては、調整等が円滑に進むことを希望する。 								

出典：政策推進会議（平成25年9月11日）資料

第3章 相談体制の構築

第1節 先行事例の概要

北海道では、アイヌの人々の居住が多い地域を中心にアイヌの人々を対象とした相談窓口を設置している。

相談の体制や相談内容等を把握するため、相談窓口を設置している一部の自治体（札幌市、苫小牧市、むかわ町）を対象に訪問ヒアリングを行った（図表9）。

3自治体のいずれも、アイヌの人々の文化や生活についてのさまざまな活動を行っている施設である「生活館」等において相談員を配置し、相談事業を実施している（図表10～13）。

相談のテーマとしては「疾病」と「就労」に関する事項を中心に、「住まい」や「教育」などがあるが、これらの問題は別々ではなく、相互に関連性を持つものと推察される。

差別意識に関わる相談も少なくなく、中には家族にも相談できず、電話をかけてくるアイヌの人もいるとのことである。アイヌ民族ではない者に対して自身の悩み等を打ち明けることに強い抵抗感を感じており、民生委員・児童委員や自治体に直接相談することはしない傾向が見られるようである。

また、相談には人生や生き方に関わる相談も含まれる。このような相談の場合には、1回で完了するというより、1か月～数年にわたる場合が多い。

図表9 ヒアリング対象の相談実施施設の概要

自治体名	札幌市	苫小牧市	むかわ町
施設名称	札幌市アイヌ文化交流センター(サッポロピリカコタン)	苫小牧市生活館	穂別中央生活館
住所	札幌市南区小金湯 27	苫小牧市矢代町 2-1-11	むかわ町穂別和泉 76-1
開館年月日	平成 15 年 12 月 20 日	平成 2 年 11 月 25 日	平成 13 年 3 月 16 日
施設内容	・交流ホール ・情報コーナー ・レクチャールーム(講義室) ・会議室 ・木皮工染色室 ・調理室 ・体験コーナー等	・集会室 ・文化研修室 ・資料室兼会議室 ・和室 ・調理研究室等	・ホール ・会議室 ・和室 ・調理室
敷地面積	12,817 m ²	994 m ²	11,574 m ²
建築面積	2,567 m ²	409 m ²	659 m ²
構造	鉄筋コンクリート造、地上2階建て	木造平屋建	木造平屋建
休業日	月曜日、祝日、年末年始、毎月最終火曜日	月曜日、年末年始	同左
開館時間	午前 8 時 45 分～午後 10 時	午前 9 時～午後 9 時	午前 9 時～午後 11 時 ※

※：ただし葬儀などの際は、24時間開館している。

出典：札幌市、苫小牧市、むかわ町ご提供資料より作成

図表10 ヒアリング対象の相談体制の概要

自治体名	札幌市	苫小牧市	むかわ町
人数	・生活相談員(2名) ・教育相談員(1名) ・職業相談員(2名)※	・相談員(1名)	・相談員(2名)
勤務形態	非常勤	非常勤	嘱託
相談方法	電話、面談、訪問、文書	電話、面談、訪問	電話、面談、訪問
相談内容	生活相談、教育相談、職業相談など	同左	同左
備考	北海道アイヌ協会から推薦された協会の会員が相談員になる。		

※：ハローワークに常駐。

出典：札幌市、苫小牧市、むかわ町ご提供資料より作成

図表11 相談記録の主な項目

自治体名	主な記録項目
札幌市	相談日、氏名、住所、生年月日、配偶者の有無、結婚暦、子どもの人数、両親の有無、兄弟の有無、給料額、勤め先、勤務年数、仕事の内容、車の有無、公的年金の有無、預金の有無、生命保険等の加入状況、健康状態、居住形態、家賃額、相談内容等
苫小牧市	性別、家族構成、生活状況、活用している制度、相談区分(人権・生活・子育て・教育・住宅・各種貸付・入会・退会・就職・その他)、相談内容、対応内容

注：むかわ町は情報無し。

出典：札幌市、苫小牧市ご提供資料より作成

図表12 札幌市における相談記録様式

生活相談記録

担当者氏名

(相談日) 年 月 日

相談者氏名	住 所	生年月日	電話番号
	札幌市 区 番号 条 丁目	M 年 月 日	011-
		T 年 月 日	
配偶者	有・無 結婚歴 年	S	携帯番号
子 供	人 兩 親 有・無	H	
兄 弟	人		*以前生活保護を受けた事は 有・無
給 料	約 万 給料日毎月 日		*有の方 年 月 頃
仕 事	会社名 勤務年数 年 仕事の内容		
車・印鑑	車名 年車 名義		
年金手帳	有・無 *有の方は提出して下さい。		
(預 金)	有・無 *有の方は全て記載して提出して下さい。		
保 険	国民保険・社会保険・その他 ()		
生命保険	有・無 会社名記入 *有の方は全て解約して貰う事。		
健康状態	良・悪 *悪の方には現在の状況を聞く事。		
病 院	何科・科 病院 初診 年 月 日		
住 居	公団・持家・アパート・その他 ()		
家賃はいくらですか。()	円) *家賃契約書添付する事。		
光熱費	電気・水道・ガス込(約) 円) 3ヶ月分の領収書添付する事		
現在の持金	小銭も全て数えて記入() 円)		
相談業務メモ			

出典：札幌市資料

図表13 苫小牧市における相談記録様式

平成25年度アイヌ生活相談日誌

月 日 ()

課長	課長補佐	係

●アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(制度)

①進学奨励費 ②入学一時貸付事業 ③就職奨励費補助金 ④就職資金貸付 ⑤公共職業訓練制度(技専) ⑥機動職業訓練制度 ⑦福祉資金貸付 ⑧環境整備資金貸付(浴室・墓石) ⑨アイヌ住宅改良資金貸付 ⑩他産業・商工者振興政策等

●相談依頼者・内容

氏 名	年 齢	歳	出身地
性 別	アイヌ		
相談状況	家族構成		
制 度	生活状況		
差別等の経緯・環境等			
相談区分	人権・生活・子育て・教育・健康・住宅・各種貸付・入金・退会・就職・その他		
相談内容			
対応内容			

出典：苫小牧市資料

第2節 相談体制の概要

他の先行事例（前節）を参考にしつつ、相談事業を開始するため、体制の構築を行った。概要は次のとおりである（図表14～17）。

図表14 相談体制の概要

<p>○相談窓口の設置</p> <p>東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4Fの公益財団法人人権教育啓発推進センター事務局内に設置する。</p> <p>○相談実施期間</p> <p>平成25年9月20日～平成26年3月31日*</p> <p>○相談窓口の開設時間</p> <p><電話> 平日午前10時から午後8時まで（期間延長後は午後7時まで）</p> <p>休日（土、日、祝日）午前10時から午後6時まで（期間延長後は、土曜日のみ実施）</p> <p><来訪> 平日又は土曜日午前10時から午後6時まで（要予約）</p> <p>○相談員の体制</p> <p>アイヌの方：2名を配置</p> <p>アイヌの方以外：2名を配置</p>
--

※：ただし、10月16日（水）、10月26日（土）、10月27日（日）については台風の影響により、12月28日（土）から1月5日（日）は年末年始により、2月8日（土）、2月10日（月）、2月14日（金）、2月15日（土）は積雪により、相談業務を行っていない。

まず、相談員の選任に当たっては、次の点を重視した。

- ・これまでの職務や経歴等により一定の相談スキルを有していること
- ・アイヌの人々に関する理解や造詣が深いこと
- ・アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現のために対外的な活動に精力的に取り組んでいること等

これらを総合的に勘案しつつ、当センターにおいて選任を行った。なお、アイヌ政策推進会議作業部会等において「アイヌの人々には同じアイヌにしか分からない悩みをお持ちである」との議論があったことを踏まえて、アイヌの方2名と、このほか幅広い分野で相談実績のある2名の相談体制とした。

相談内容については、相談記録を詳細に作成する上で、録音することも考えられるが、この方式では、相談者に心理的なプレッシャーがかかり、本音を言わなくなる恐れがあるため、録音等は行わず、あくまでも、相談者と相談員の信頼関係により実施することを基本とした。したがって、相談員は、相談者からの相談について書き取る方式により、相談後、「相談の日時」、「相談内容」等について、できるだけ具体的に記録用紙に書きとどめる方針とした。

なお、相談者の名前は、相談者から名乗った場合以外、相談員からは聞かないこととした。相談結果分析に必要なデータである「アイヌの方か否か」、「どこに住んでいるか」、「男女の別」、「何歳代か」については、相談員から相談者に尋ねることとするが、相談者が気にした場合は尋ねないこととした。

図表15 相談の様子



図表16 来訪者相談室



図表17 相談ブースの看板



第4章 広報の実施

第1節 広報の枠組み

第1項 目的

アイヌの人々を対象とした生活相談を電話又は面談によって行う今回の事業は、北海道外ではこれまでに行われたことのなかった新規の取組であり、電話相談を利用してもらうためには、相談業務開始に先立ち、まず周知を図る必要がある。さらに、相談業務開始後においても、さらなる利用者増を促すために周知を図ることも重要である。

しかし、アイヌの人々が国内のどこに住んでいるのかを把握することは事実上困難であることから、特定の媒体（メディア）のみではなく、複数の媒体により幅広く情報発信等を図ることが求められる。

そのため、当センターでは、国の機関、地方自治体及び関係団体等の協力を得て、本相談業務の存在を伝え、利用を促す広報活動を行った。

第2項 実施手法

ポスター、チラシ、カードを作成するとともに、ホームページ、広報誌、新聞を活用して広報を行った。また、アイヌ相談員によるネットワークを活用した広報活動（カードの配布等）も実施した。

【実施手法】

- ①当センター（実施団体）による広報：ポスター、チラシ、カード、ホームページ、広報誌
- ②自治体による広報：ホームページ、広報誌（ポスター、チラシ、カード）
- ③関係団体による広報：ポスター、チラシ、カード
- ④新聞による広報：新聞
- ⑤国（厚生労働省、内閣官房アイヌ総合政策室）による広報：ポスター、チラシ、カード、広報誌

第2節 広報活動の内容

第1項 実施団体ホームページにおける広報

当センターのホームページを用いて、本事業の案内を実施した。なお、当初は相談期間を「9月20日から翌年1月19日まで」としていたが、本事業の継続を望む声が多く寄せられたことと、さらにニーズを把握するため、12月時点で「3月31日まで」に変更した（図表19、20）。

図表19 実施団体によるアイヌの人々の悩み相談電話の開始の案内(開始時)

The image shows a screenshot of the website for the Center for Human Rights Education and Training (Jinken Kyodokai). The page is titled "アイヌの方々の悩み相談電話の開始について" (About the start of the consultation phone service for Ainu people). The main text reads: "アイヌの方々の悩み相談電話を開始いたしました。" (We have started the consultation phone service for Ainu people). It states that the center provides support for various life issues, including discrimination and privacy rights. Key features listed are: "相談無料・匿名可・秘密厳守" (Free consultation, anonymous, strict confidentiality). The service period is from September 20, 2013, to January 19, 2014, with a break from December 28 to January 5. Hours are 10:00-18:00 on weekdays and 10:00-18:00 on weekends/holidays. A note mentions that home visits are also available by appointment. The contact number is prominently displayed as 0120-771-208. The footer includes navigation links and copyright information for 2011.

URL: <http://www.jinken.or.jp>

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センターホームページより掲載

図表20 実施団体によるアイヌの人々の悩み相談電話の開始の案内(相談期間変更時)

アイヌの方々の悩み相談電話の開始について

アイヌの方々の悩み相談電話を開始いたしました。【延長】

本センターでは、アイヌの方々が抱えている生活上の悩みを始め、嫌がらせ、差別、プライバシーの侵害など人権に関することも相談員がお受けいたします。

「相談無料・匿名可・秘密厳守」

(本事業は、厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業により実施するものです。)

◇相談受付曜日及び時間を一部変更の上、期間を延長いたします。→ [期間延長のご案内](#)

実施期間
平成25年9月20日(金)～平成26年1月19日(日)
(12月28日(土)～1月5日(日)の年末・年始を除く)

受付時間
平日 午前10時～午後8時
土・日・祝日 午前10時～午後6時



アイヌの方々のための電話相談事業は、相談受付曜日及び時間を一部変更の上、次のとおり延長いたします。

◇1月19日(日)までの受付曜日、時間は次のページをご参照ください。
<http://www.jinken.or.jp/archives/7775>

実施期間
平成26年1月20日(月)から3月31日(月)まで
ただし、**日曜・祝日はお休みさせていただきます。**

相談時間
平日は、午前10時から午後7時まで
土曜日は午前10時から午後6時までとさせていただきます。

※アイヌの方々の日常生活での困りごと等、どんなことでもお聞かせください。

相談期間延長のお知らせ

左のアイヌの方々のための電話相談事業は、相談受付曜日及び時間を一部変更の上、次のとおり延長いたします。

実施期間
平成26年1月20日(月)から3月31日(月)まで
ただし、**日曜・祝日はお休みさせていただきます。**

相談時間
平日は、午前10時から午後7時まで
土曜日は午前10時から午後6時までとさせていただきます。

※アイヌの方々の日常生活での困りごと等、どんなことでもお聞かせください。

URL: <http://www.jinken.or.jp>

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センターホームページより掲載

20

第2項 チラシ等の作成

相談事業の周知を目的とした「ポスター」、「チラシ」、「カード」、「封筒」を作成した（図表21～26）。

制作部数はポスター3,900枚、チラシ28,000枚、カード25,000枚、封筒2,000部である。

図表21 ポスター（開始時）

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター資料

図表22 ポスター(相談期間変更時)

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター資料

図表23 チラシ(開始時)

何かお困りのことはありませんか
アイヌの方々からの様々な**ご相談**をお受けします
 ～アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています～

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設いたしました。
 嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。

【受付期間】
 9月20日(金)～1月19日(日)
 (※12月28日(土)～1月5日(日)を除く)
 時間 平日 午前10時～午後8時
 土・日・祝日 午前10時～午後6時

●相談は無料です。
 ●匿名でもかまいません。
 ●秘密は厳守します。

【アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル】
0120-771-208

※来訪によるご相談もお受けします。
 平日・土曜日 午前10時～午後6時(要予約)

(公財) 人権教育啓発推進センター
 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階
 URL <http://www.jinken.or.jp/>

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業により実施するものです。

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター資料

図表24 チラシ(相談期間変更時)

何かお困りのことはありませんか
アイヌの方々からの様々な**ご相談**をお受けします
 ～アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています～

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設いたしました。
 嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。
 ご希望によりアイヌ相談員が応じます。

【受付期間】
 9月20日(金)～1月19日(日)
 (※12月28日(土)～1月5日(日)を除く)
 時間 平日 午前10時～午後8時
 土・日・祝日 午前10時～午後6時

●相談は無料です。
 ●匿名でもかまいません。
 ●秘密は厳守します。

【アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル】
0120-771-208

※来訪によるご相談もお受けします。
 平日・土曜日 午前10時～午後6時(要予約)

(公財) 人権教育啓発推進センター
 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階
 URL <http://www.jinken.or.jp/>

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業により実施するものです。

相談期間延長のお知らせ

左のアイヌの方々のための電話相談事業は、相談受付曜日及び時間を一部変更の上、次のとおり延長いたします。

実施期間
 平成26年1月20日(月)から3月31日(月)まで
 ただし、**日曜・祝日はお休みさせていただきます。**

相談時間
 平日は、午前10時から午後7時まで
 土曜日は午前10時から午後6時までとさせていただきます。

※アイヌの方々の日常生活での困りごと等、
 どんなことでもお聞かせください。

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター資料

図表25 カード

表	<p style="text-align: center;">アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています</p> <p>フリーダイヤル 0120-771-208 (9月20日(金)~1月19日(日)) (※12月28日(土)~1月5日(日)を除く)</p> <p>時間 平日：午前10時~午後8時 (土・日・祝日 午後6時まで)</p> <p style="text-align: center;">●相談無料 ●匿名可 ●秘密厳守</p> <p style="text-align: center;">公益財団法人 人権教育啓発推進センター</p> <p>〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階</p> 
裏	<p>公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、</p> <p>アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設いたしました。</p> <p>嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。</p> <p>◆本相談事業は、厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業により実施するものです。</p>

図表26 封筒



シマアオウ
アイヌの人々は、シマアオウを
ツマツツカミ(神を尊と稱)と尊ぶ。
自然と共生に大切にしてきました。

厚生労働省平成25年度社会福祉推進事業
アイヌの方々のための全国一斉無料相談のご協力依頼
ポスター、チラシ、カード等在中



公益財団法人 **人権教育啓発推進センター**
http://www.jinkon.or.jp 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
TEL:03-5777-1802 / FAX:03-5777-1803

人権啓発活動センターカード

第3項 自治体等への広報依頼

全都道府県（47 団体）、全市町村（約 1,700 団体）、東京都特別区（23 団体）、また、道府県、政令市、東京都特別区の社会福祉協議会に対し、「ポスター」、「チラシ」、「カード」を郵送するとともに、各自治体へ広報誌等への掲載協力の要請を行った（図表 27、28）。また、後述の当センター発行の「アイユ」※を各自治体に併せて送付した。

なお、全国の市町村に後日、広報実施の有無を尋ねたところ、1,187 件（66%）の自治体から回答が得られ、うち 512 件（29%）の自治体が広報を実施したとの回答を得た。（図表 29） ※：公益財団法人人権教育啓発推進センターが月刊で発行する人権教育啓発情報誌。

図表27 概要

<p>【協力依頼時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 9 月下旬 <p>【広報依頼先の団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市区町村 ・道府県、政令市及び東京都特別区の社会福祉協議会
--

図表28 自治体広報誌の掲載記事例（広報かみのかわ第 579 号）

お知らせ版

今月の納期
納期 12月2日(月)
国民健康保険料 第3期
介護保険料 第4期
後期高齢者医療保険料 第5期
連絡先→税務課 納税係 ☎69-9121

今月の休日納税相談
期日は11月24日(日)
時間→午前9時30分～11時00分
場所→1階 税務課窓口
連絡先→税務課 納税係 ☎69-9121

法律相談
日時→11月17日(日)
午後1時～午後4時(1人20分)
場所→上三川いきいきプラザ2階会議室
相談員→栃木県弁護士会弁護士
中野昭雄(予約制)→11月1日(金)～15日(金)
費用→無料
連絡先→福祉課 福祉人権係 ☎69-9128 ☎69-6868

犯罪被害相談
日時→平日午前10時～午後4時
費用→無料
連絡先→被害者支援センターともみ ☎028-643-3940

火災情報
火災情報は ☎7311へ

犬・猫に関する相談は
県動物愛護指導センターへ
(☎028-684-5458)

交通事故巡回相談
日時→11月13日(土) 開催→1時間
場所→県西5総合福祉センター
連絡先→栃木県交通安全相談所 ☎028-623-2188

上三川町交通事故発生状況

月	件数	負傷者数	死者数
8月	6件	10人	0人
9月	6件	8人	0人

11月号

毎月1日発行 通算第579号
平成25年/2013
人口と世帯
●10月1日現在
()内は前年比

人口	31,536人 (+35)
男	16,019人 (+24)
女	15,517人 (+11)
世帯数	10,988戸 (+28)

●秋晴れの空の下で・・・
(第5回上三川町民スポーツ・レクリエーション祭)

- 町のお金の使われ方 2～4
- 町から 5～11
- 町の話 12～16
- 町暮らし 17
- 上三川いっしょいっしょ 18～19
- 公民館 20～21
- スポーツ 22～23
- 駅前商業ビル 24
- 郷土かみのかわの歴史・文化財 25
- 町知らず 26～29
- 町暮らし情報 30～31
- 今月の輝ける星 32

上三川町ホームページ <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp>

出典：栃木県上三川町資料

図表29 自治体による広報の状況

	都道府県	市町村数(件)	実施(件)	未実施(件)	不明(件)	実施率
1	北海道	180	60	68	52	33%
2	青森県	41	15	16	10	37%
3	岩手県	34	10	9	15	29%
4	宮城県	36	8	14	14	22%
5	秋田県	26	6	11	9	23%
6	山形県	36	9	13	14	25%
7	福島県	60	13	20	27	22%
8	茨城県	45	21	14	10	47%
9	栃木県	27	9	9	9	33%
10	群馬県	36	10	16	10	28%
11	埼玉県	64	22	28	14	34%
12	千葉県	55	19	22	14	35%
13	東京都	63	11	40	12	17%
14	神奈川県	34	10	7	17	29%
15	新潟県	31	7	11	13	23%
16	富山県	16	4	7	5	25%
17	石川県	20	4	7	9	20%
18	福井県	18	4	6	8	22%
19	山梨県	28	8	11	9	29%
20	長野県	78	20	30	28	26%
21	岐阜県	43	8	19	16	19%
22	静岡県	36	9	15	12	25%
23	愛知県	55	13	28	14	24%
24	三重県	30	12	10	8	40%
25	滋賀県	20	5	11	4	25%
26	京都府	27	9	11	7	33%
27	大阪府	44	6	26	12	14%
28	兵庫県	42	10	18	14	24%
29	奈良県	40	7	17	16	18%
30	和歌山県	31	8	8	15	26%
31	鳥取県	20	5	8	7	25%
32	島根県	20	5	11	4	25%
33	岡山県	28	7	11	10	25%
34	広島県	24	5	6	13	21%
35	山口県	20	6	7	7	30%
36	徳島県	25	11	4	10	44%
37	香川県	18	5	7	6	28%
38	愛媛県	21	5	8	8	24%
39	高知県	35	6	15	14	17%
40	福岡県	61	20	15	26	33%
41	佐賀県	21	8	4	9	38%
42	長崎県	22	9	7	6	41%
43	熊本県	46	19	14	13	41%
44	大分県	19	9	6	4	47%
45	宮崎県	27	8	6	13	30%
46	鹿児島県	44	18	13	13	41%
47	沖縄県	42	9	11	22	21%
	総計	1,789	512	675	602	29%

出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター調査資料

第4項 関係機関・団体への働きかけ

アイヌ関係団体に訪問にて当事業の説明を行った上で、団体の設置するホームページにて案内を掲載いただくよう要請を行うとともに、作成した「ポスター」、「チラシ」、「カード」を郵送し、本事業の周知を依頼した（図表30）。

このほか、平成25年9月に開催された「アイヌ文化フェスティバル2013」（東京都・有楽町朝日ホール）において、チラシを据え置き来場者への周知・広報を行った。

図表30 概要

【協力依頼時期】

- ・平成25年9月下旬

【働きかけを行った主な機関・団体】

- ・社団法人北海道アイヌ協会
- ・公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構
- ・公益財団法人東京都人権啓発センター

＜関東主要4団体＞

- ・関東ウタリ会
- ・東京アイヌ協会
- ・ペウレウタリの会
- ・レラの会

第5項 実施団体広報誌への掲載

平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月にかけて当センター発行の機関誌「アイユ」に掲載を行った（図表 3 1）。

図表31 「アイユ」への記事掲載例(9月発行分)



出典：公益財団法人人権教育啓発推進センター資料

第6項 新聞による広報

全国地方新聞社連合会※を通して新聞への広告掲載を依頼した。

掲載紙は、北海道新聞、茨城新聞、埼玉新聞、千葉新聞、東京新聞、神奈川新聞、静岡新聞の7紙である。北海道内とアイヌの人々の居住が多いと思われる首都圏、相談実績の多い静岡県の地方紙を対象とした。実施時期及び掲載面等は次のとおりである（図表32、33）。

なお、北海道新聞、茨城新聞、東京新聞、神奈川新聞、静岡新聞、中日新聞の6紙については別途記事としての掲載も行われた（図表34、35）。

※：全国の地方新聞46社が加盟する業界団体。

図表32 実施時期及び掲載面等(広告掲載)

媒体名	掲載日	朝夕刊の別	掲載面	サイズ
北海道新聞	11月27日	朝刊	一面	転地 6.6cm×左右 5.25cm
茨城新聞	11月27日	朝刊	一面	転地 6.6cm×左右 5.25cm
埼玉新聞	11月26日	朝刊	一面	転地 6.6cm×左右 5.25cm
千葉新聞	11月27日	朝刊	一面	転地 6.6cm×左右 5.25cm
東京新聞	11月27日	朝刊	一面	転地 6.9cm×左右 5.25cm
神奈川新聞	11月26日	朝刊	一面	転地 6.6cm×左右 5.25cm
静岡新聞	11月28日	朝刊	社会面	転地 6.65cm×左右 5.35cm

図表33 掲載内容例/東京新聞(広告)

厚生労働省社会福祉推進事業

**アイヌの方々の
悩み相談電話開設中!**

☎0120-771-208

 本センターでは、アイヌの方々が抱えている生活上の悩みを始め、嫌がらせ、差別、プライバシーの侵害など人権に関することも相談員がお受けいたします。

相談無料 **匿名可** **秘密厳守**

実施期間／平成26年1月19日①まで
(12月28日②～1月5日③を除く)

受付時間／平日:午前10時～午後8時
(土・日・祝日は午後6時まで)

公益財団法人 **人権教育啓発推進センター**

図表34 新聞社の協力(記事掲載)

媒体名	掲載日	朝夕刊の別	掲載面	サイズ
北海道新聞	10月9日	朝刊	社会面	転地 10.0cm×左右 5.75cm
茨城新聞	12月10日	朝刊	社会面	転地 7.0cm×左右 9.5cm
東京新聞	12月17日	夕刊	文化面	転地 10.0cm×左右 9.0cm
神奈川新聞	12月12日	朝刊	経済面	転地 6.9cm×左右 9.5cm
静岡新聞	12月7日	朝刊	社会面	転地 3.6cm×左右 8.0cm
中日新聞	12月14日	夕刊	社会面	転地 10.0cm×左右 9.0cm

図表35 掲載内容(東京新聞の記事)

**アイヌの方々のための、
全国一斉電話相談を開催中**

アイヌの方々の日常生活での悩みや困りごとなどを聞く全国一斉電話相談が来年1月19日(日)まで、公益財団法人人権教育啓発推進センター(東京・横田洋三理事長)によって行われている。

この事業は、政府に設置されている「アイヌ政策推進会議」(座長：菅義偉内閣官房長官)の作業部会での議論を踏まえ、同センターが、厚生労働省の補助事業である「平成25年度社会福祉推進事業」を活用して実施するもの。

相談は無料。秘密厳守。専用フリーダイヤルは、0120-771-208。(平日午前10時～午後8時、土日祝日午前10時～午後6時※12月28日(土)～1月5日(日)を除く)

希望すれば、アイヌの相談員が応じる。相談電話は、全国的見地からの今後の取り組みの検討に資するため、9月20日に開設された。

本相談事業についての問い合わせ 公益財団法人 人権教育啓発推進センター ☎03-5771-1802

②内閣官房アイヌ総合政策室による周知広報

内閣官房アイヌ総合政策室より、首相官邸記者クラブに対して「アイヌの方々のための生活相談フリーダイヤルの開設について」の案内文を配布した（図表37）。

図表37 記者クラブへの配布資料

<p>お知らせ</p> <p>平成25年10月25日 内閣官房アイヌ総合政策室</p> <p>アイヌの方々のための 生活相談フリーダイヤルの開設について</p> <p>アイヌ政策推進会議（座長：内閣官房長官）において検討されている「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の一つとして位置づけられている「生活等の相談に対応する等の措置」について、次のとおり、公益財団法人権教育啓発推進センターにおいて、アイヌの方々のための生活相談フリーダイヤルが開設されましたのでお知らせします。 ※詳細は別添のチラシをご参照ください。</p> <p>記</p> <p>1. 実施期間 平成25年9月20日（金）～平成26年1月19日（日） （12月28日（土）～1月5日（日）を除く）</p> <p>2. 受付時間 平日 午前10時～午後8時 土・日・祝日 午前10時～午後6時</p> <p>※来訪によるご相談もお受けいたします。（要予約） 平日・土曜日 午前10時～午後6時</p> <p>3. アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル 0120-771-208</p> <p>4. 実施主体 公益財団法人権教育啓発推進センター 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F 電話 03-5777-1802</p>
--

出典：内閣官房アイヌ総合政策室資料

第5章 相談記録の集計・分析

第1節 相談内容分析の枠組み

第1項 相談内容分析の目的

主に、北海道外に居住しているアイヌの人々がどのような生活上の悩み等を抱えているのかを把握するとともに、その解決に向けた対策を検討するのに役立つ情報を収集する目的で、相談記録の集計・分析を行う。

相談記録の分析に際しては、アイヌ政策推進会議が平成23年度に実施した「北海道外アイヌ生活実態調査」（以下、「道外実態調査」とする。「参考1」を参照。）の結果と可能な限り比較を行った。

第2項 集計・分析の対象

集計・分析対象としたのは平成25年9月20日～平成26年2月28日の間に受け付けた相談、計327件である。（ただし、10月16日（水）、10月26日（土）、10月27日（日）については台風の影響により、12月28日（土）から1月5日（日）は年末年始により、2月8日（土）、2月10日（月）、2月14日（金）、2月15日（土）は積雪により、相談業務を行っていない。）

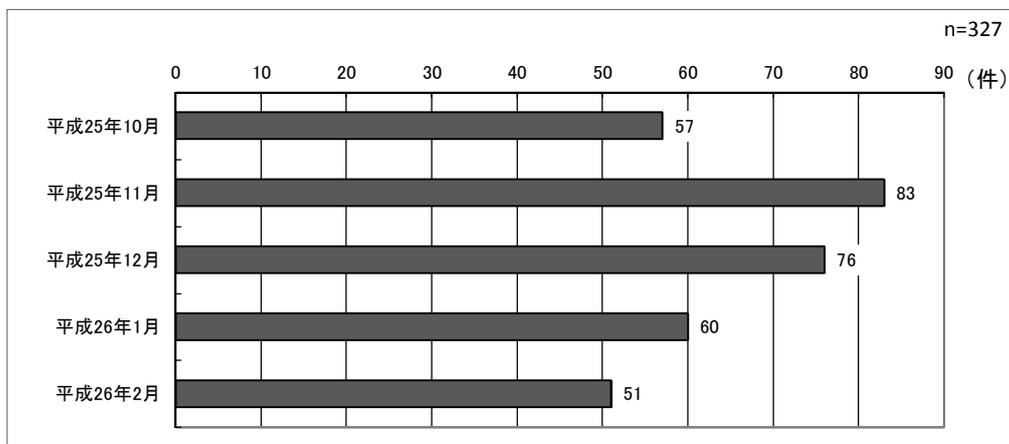
第2節 集計分析結果

第1項 相談件数

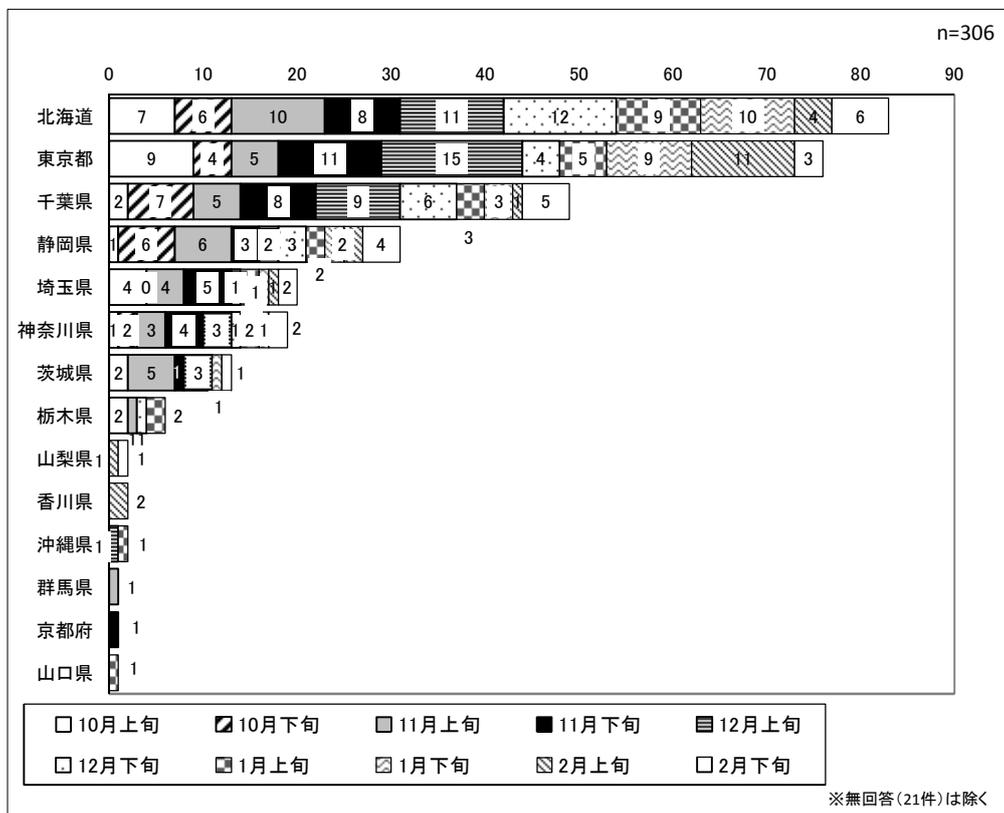
相談件数は、10月、1月、2月は50～60件程度であるが、11月及び12月は70～80件程度と高めであった（図表38）。要因としては11月下旬の新聞広報及び12月上旬の新聞社の協力による記事掲載があったことによるものと推察される。この時期に北海道、東京都、千葉県で件数が増加しており、新聞広告の効果が示唆される（図表39）。

1日当たりの平均相談件数は2～3件程度である。常時、2名の体制で相談員を配置しており、日単位の相談件数に多少のばらつきはあるものの、十分に対応が可能な件数であった。

図表38 月別相談件数

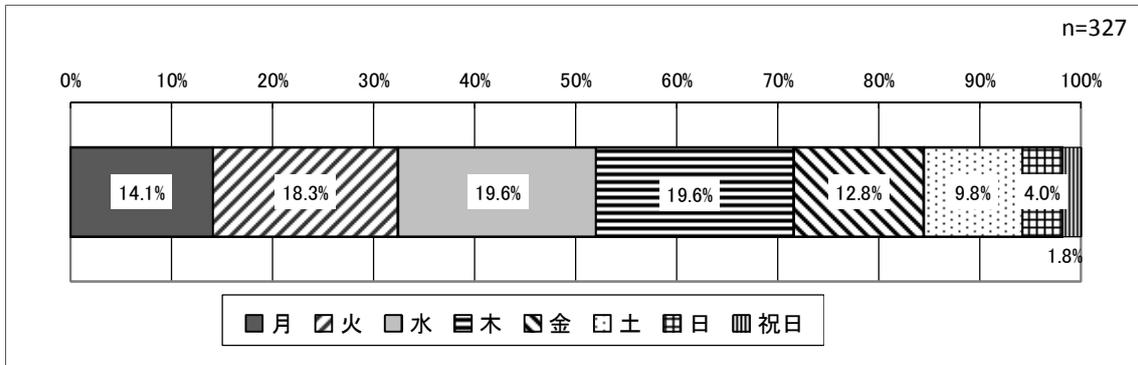


図表39 居住地域別相談時期別相談件数



曜日別の相談件数をみると、概ね均等ではあるが、1週間の中で週の中盤（水曜日前後）において相談件数がやや多い。また、平日と土日祝日とを比べると、平日のほうが相談件数が多い傾向にある（図表40）。土日祝日は外出等の用事が発生しやすく、平日のほうが落ち着いて相談できる心の余裕を持ちやすいためではないかと推察される。

図表40 曜日別相談件数

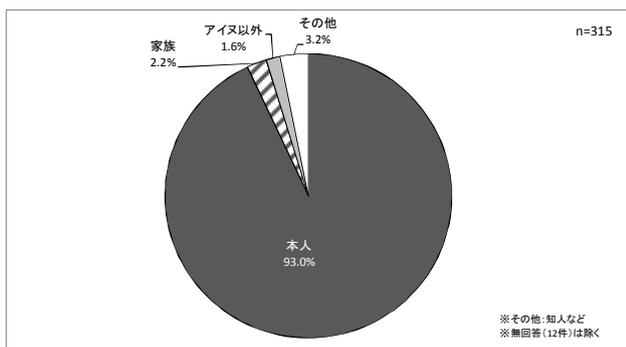


第2項 相談者の属性

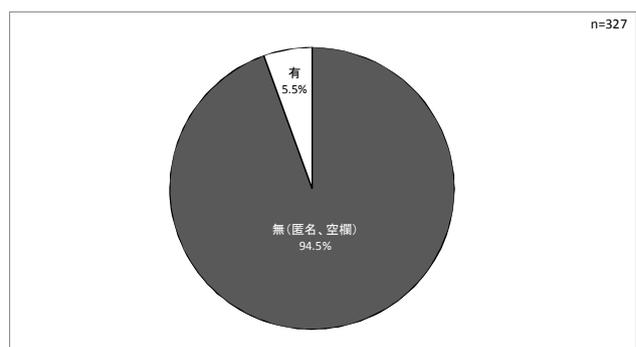
1) 相談者の性別・年齢等

相談は「本人から」が約9割を占めている。自分自身の悩みを解消したい、個人的な要望を伝えたいと考える人が多いと推察される。また、ほとんどの相談が匿名となっている（図表41、42）が、これは相談者が特定されると何らかの不利益を被るのではないかということを恐れて匿名にしている可能性が伺える。

図表41 相談者

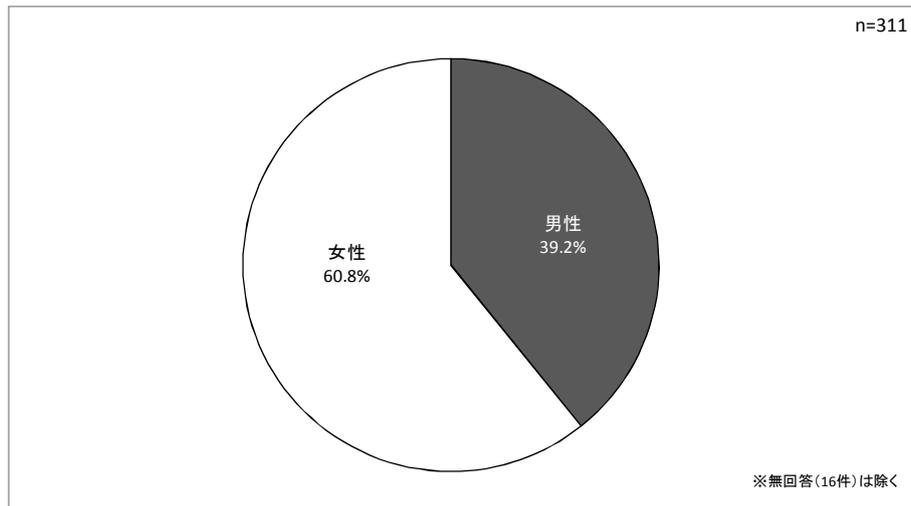


図表42 相談者名の特定状況



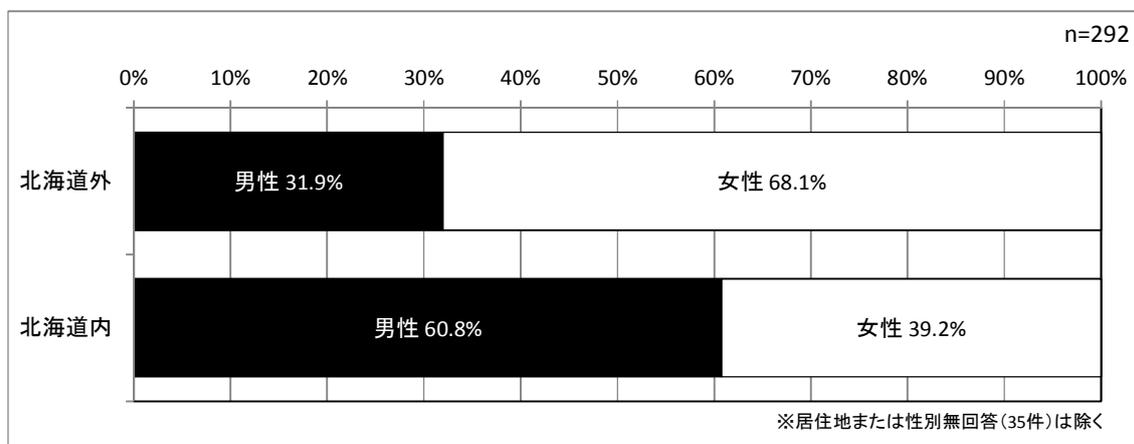
男女別にみると、女性からの相談が多く、全体の約6割を占めている（図表43）。なお、「道外実態調査」によると、調査に回答した人の性別は男性42.4%、女性57.6%となり、ほぼ同じ傾向が見られた。女性の相談者割合が高い要因としては、男性に比べて女性の相談者のほうが高年齢であることと、高年齢ほど生活上の悩みを抱えている人が多いことによるものと考えられる。

図表43 相談者の性別



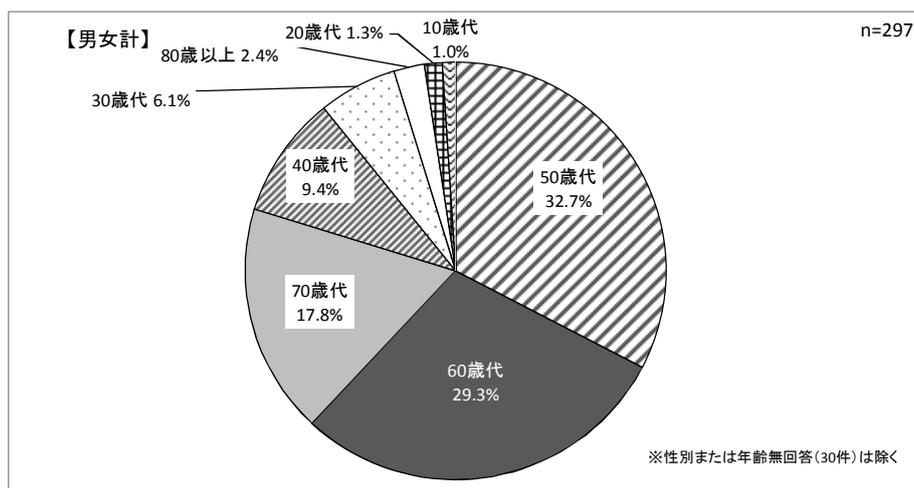
これを居住地域別にみると、北海道外居住者の場合は女性の割合が多く、北海道内居住者の場合は男性の割合が多い（図表44）。後述のとおり、男女別の相談種類の状況を踏まえる（P54）と、北海道内では暮らし向きに不安を感じている男性が多い一方、北海道外では経済的な生活保障を望む女性が多く、これらの相談ニーズが居住地域別の相談件数の男女差を生み出している可能性がある。

図表44 相談者の居住地域別男女別構成比



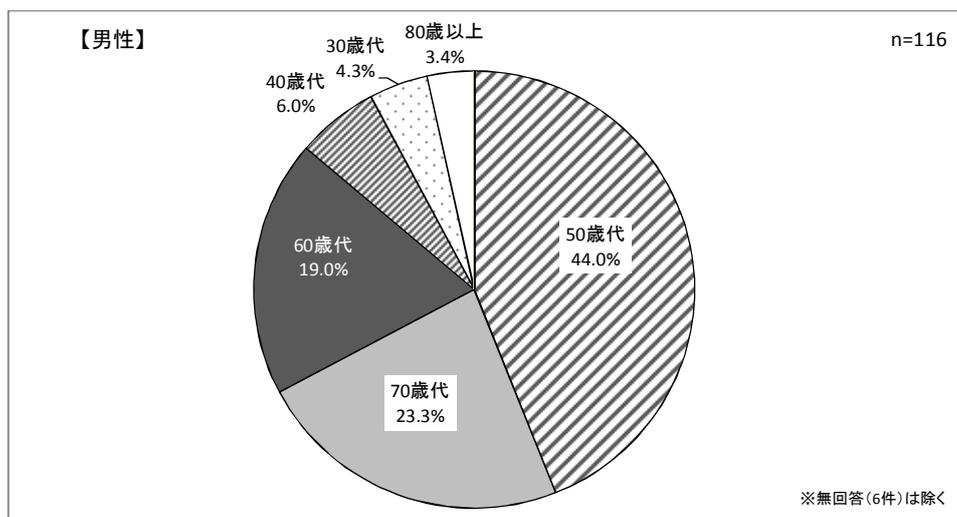
相談者の年齢層は50歳以上が8割近くを占めている(図表45)。「道外実態調査」の「個人調査」の回答属性と比較すると、今回の相談事業のほうが高年齢層の割合が高い傾向が見られた。「道外実態調査」では生活上の悩みがあるかを問わず、調査への協力を受諾した人が集計対象であったのに対し、今回の集計対象は生活上の悩み等を抱え、相談をしてきた人であり、高年齢の人ほど生活上の悩みを抱えている傾向が伺える。

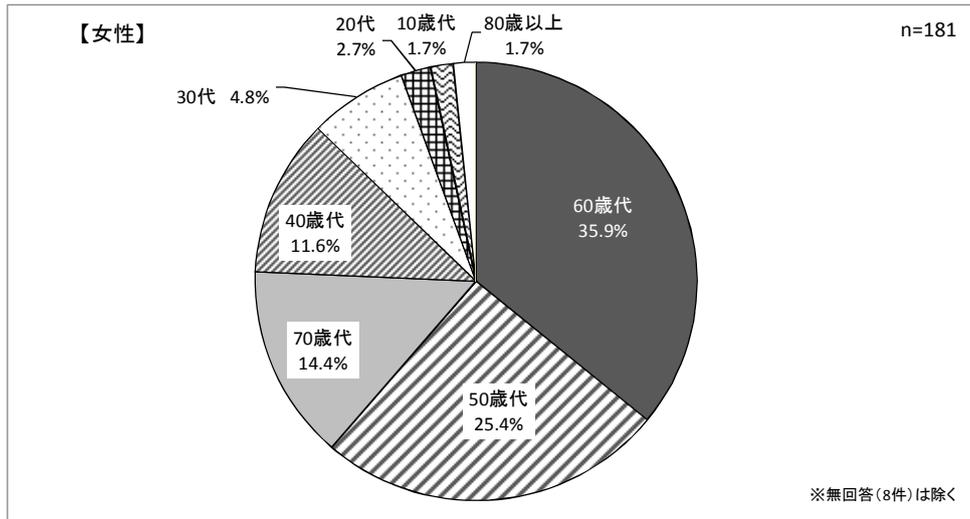
図表45 相談者の年齢層



男女別にみると、男性の場合は「50歳代」が半数近くを占め最も多く、女性の場合は「60歳代」が最も多い。60歳以上の割合を見ると、男性より女性のほうが高くなっている(図表46)。要因としては、女性のほうが男性より平均寿命が長いこと、高齢になるにつれ女性が多いことや、男性の場合は現役世代である50歳代において「暮らし向き」などの生活上の悩みを数多く抱えていることが推察される。

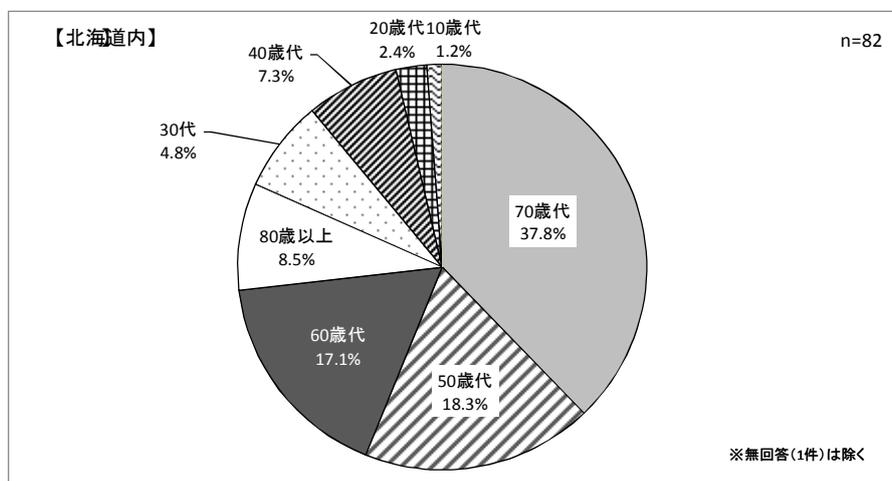
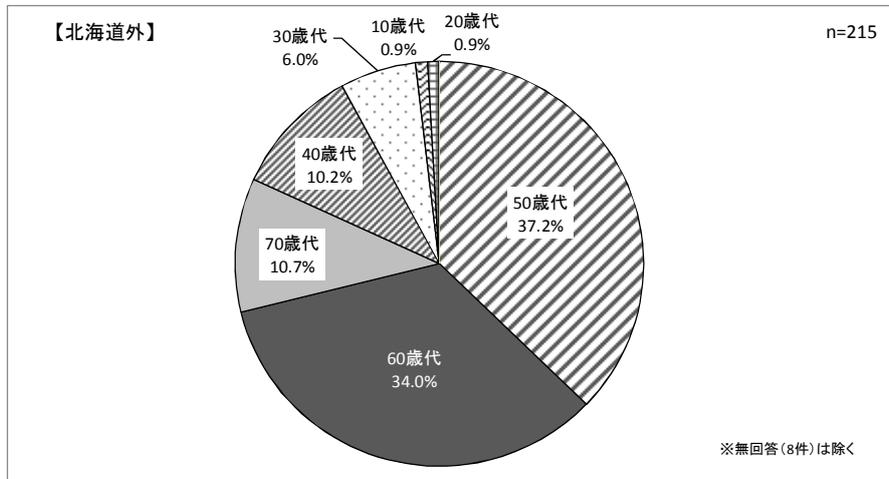
図表46 相談者の年齢層(男女別)





居住地域別にみると北海道外の場合は「50歳代」が最も多く、北海道内の場合は「70歳代」が最も多い。北海道外居住者のほうが北海道内居住者よりやや若い年代となっている。(図表47)。一般に年齢が高いほど転居等の地域間移動が少ないことから、高年齢の人は北海道内にとどまり、若い世代ほど北海道外に転居している可能性が伺える。

図表47 相談者の年齢層(居住地域別)

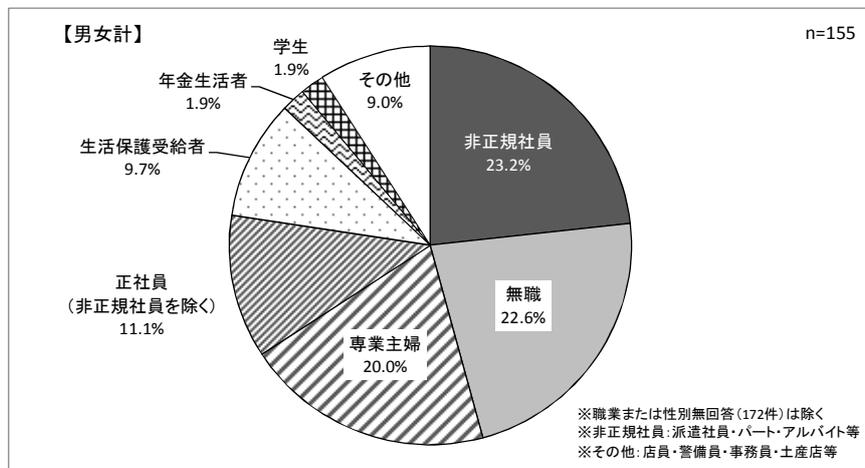


2) 相談者の職業等

相談者の職業等は「非正規社員」が最も多く、「専業主婦」、「無職」、「正社員」、「生活保護受給者」がこれに続いている。男女別にみると、男性の場合は「無職」、「生活保護受給者」、「正社員」が多く、女性の場合は「非正規社員」、「専業主婦」、「無職」が多い（図表48、49）。

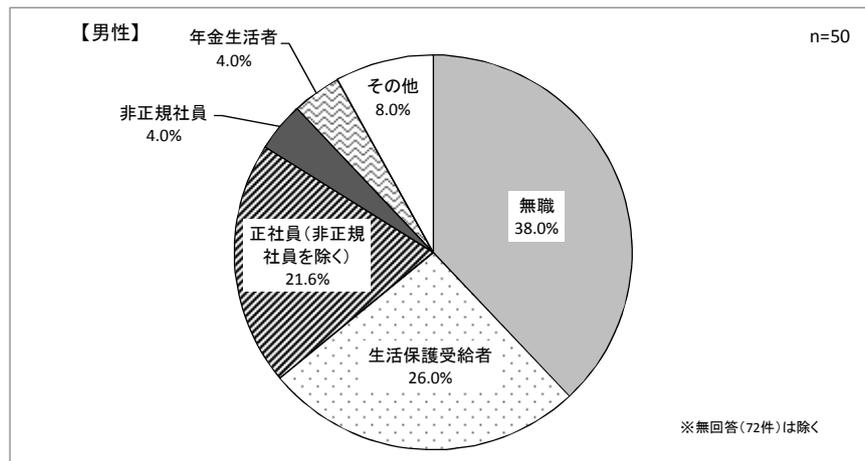
「道外実態調査」によると、調査に回答した人の就業形態は非正規社員（「パート・アルバイト・臨時雇用・日雇い」）が37.5%、正規の職員・従業員が35.4%と多い（就業形態を問うているため「専業主婦」や「無職」は対象外）。この結果と比べると、今回の相談事業では正社員の割合がやや低い傾向が見られた。

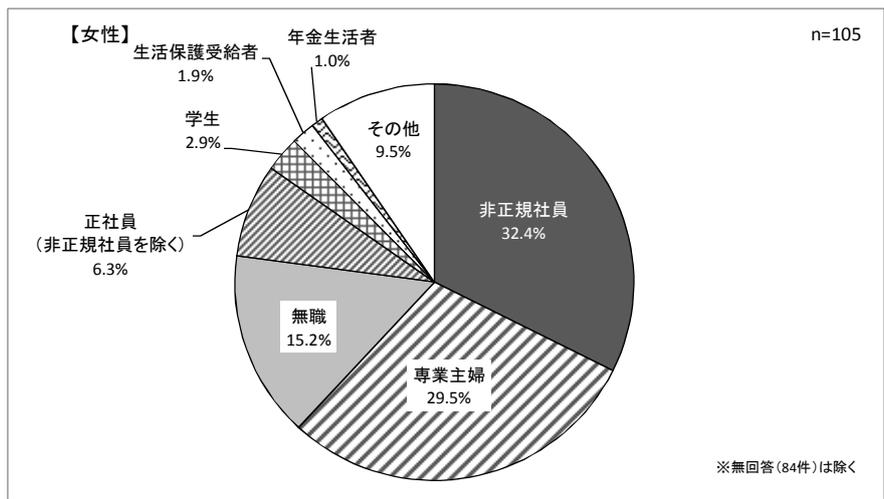
図表48 相談者の職業等



注:「無職」「生活保護受給者」「年金生活者」などで一部、対象者層が重なっている可能性があるが、相談者の回答情報をそのまま反映した。

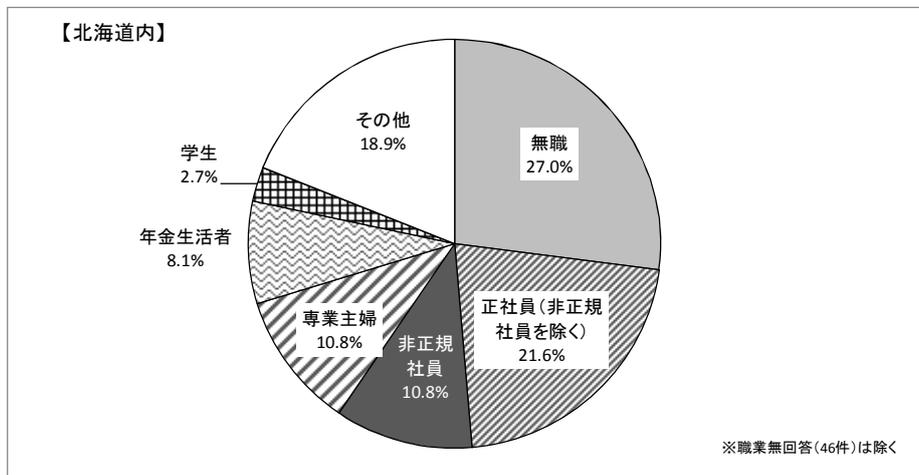
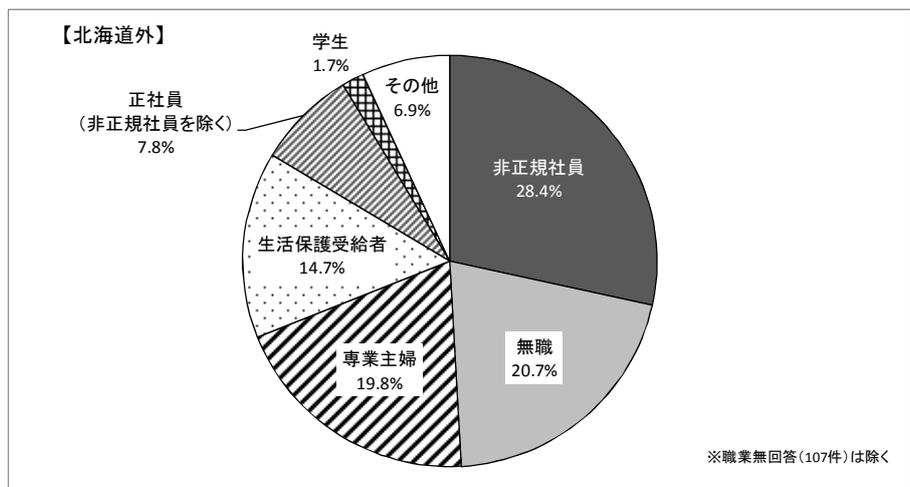
図表49 相談者の職業等(男女別)





居住地域別にみると、北海道外の場合は「非正規社員」が最も多く、北海道内の場合は「無職」が最も多い（図表50）。北海道外居住者の方が北海道内居住者よりやや有職者の割合が多くなっている。

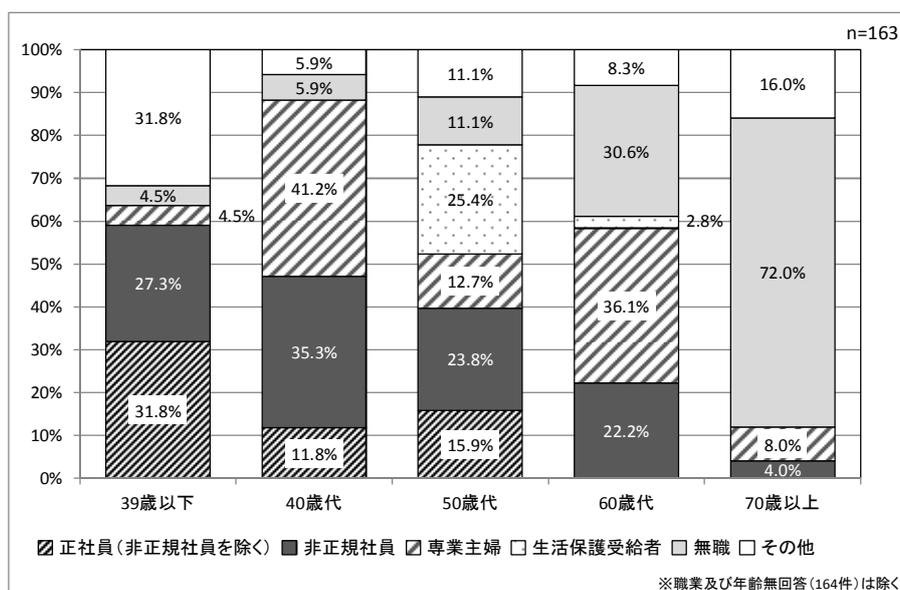
図表50 相談者の職業等(北海道外／北海道内別)



また、年齢層別にみると、39歳以下では「正社員（非正規社員を除く）」が、40歳代及び60歳代では「専業主婦」が、50歳代では「生活保護受給者」が、70歳以上では「無職」が最も多い（図表51）。39歳以下では就業者、40歳代では専業主婦、70歳代では無職が多いのは、これらが各々の年齢層において中心的な職業等の形態であるためと推察される。

なお、40歳代で非正規社員の割合が高めであること、50歳代では生活保護受給者の割合が最も高いことなどは、「非正規社員」及び「生活保護受給者」が、これらの年代で生活上の悩みを特に抱えている層である可能性が伺える。

図表51 相談者の職業等（年齢別）



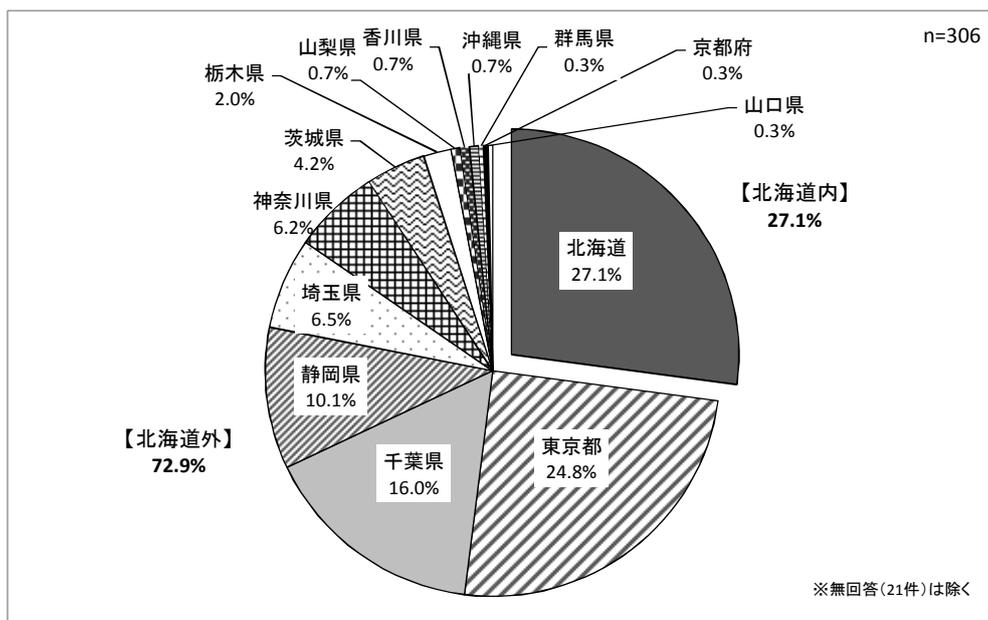
年代	合計	正 除 規 社 員 （ を 非	非 正 規 社 員	専 業 主 婦	生 活 保 護 者	無 職	そ の 他
30代以下	22	7	6	1	0	1	7
	100.0%	31.8%	27.3%	4.5%	0.0%	4.5%	31.8%
40代	17	2	6	7	0	1	1
	100.0%	11.8%	35.3%	41.2%	0.0%	5.9%	5.9%
50代	63	10	15	8	16	7	7
	100.0%	15.9%	23.8%	12.7%	25.4%	11.1%	11.1%
60代	36	0	8	13	1	11	3
	100.0%	0.0%	22.2%	36.1%	2.8%	30.6%	8.3%
70代以上	25	0	1	2	0	18	4
	100.0%	0.0%	4.0%	8.0%	0.0%	72.0%	16.0%
合計	163	19	36	31	17	38	22
	100.0%	11.7%	22.1%	19.0%	10.4%	23.3%	13.5%

注1：学生、年金生活者を含めて「その他」とした。

注2：年齢もしくは職業等不詳分を除いて集計しているため、「合計」の構成割合と単純集計の構成割合は一致しない。

相談者の居住地域は北海道外が72.9%、北海道内が27.1%であった。多い順に「北海道」、
「東京都」、「千葉県」、「静岡県」、「埼玉県」、「神奈川県」、「茨城県」となっており、北海
道及び首都圏に居住している人からの相談が多い(図表5 2)。「道外実態調査」によると、
調査に回答した人の居住地としては関東が最も多く(全体の65.2%)、次いで中部(18.1%)
となっていることから、今回の相談事業における相談者の居住地域の傾向と重なっている。

図表52 相談者の居住地域

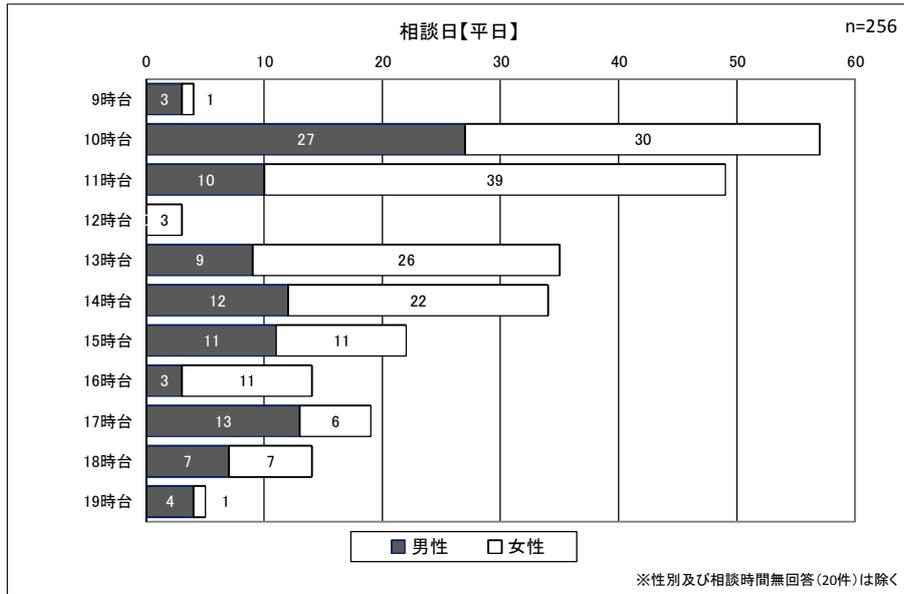


第3項 相談時間帯及び時間

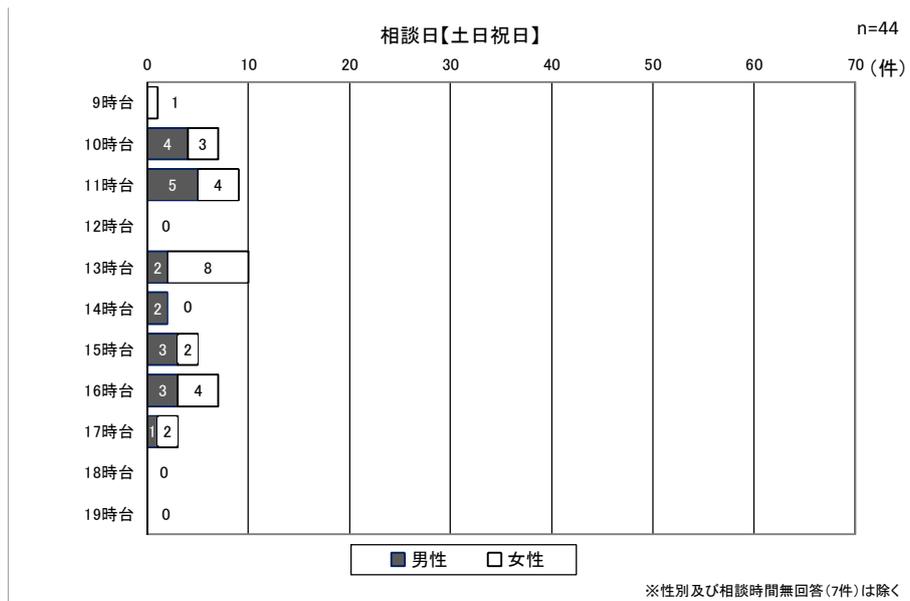
1日の中では午前中に相談が集中している傾向がみられた。

また、正午を挟んだ数時間については女性の相談がやや多い。男性は日中、就業などで戸外に出ているケースが多く、逆に女性は家にいるケースが多い可能性があり、その結果、昼前後で女性の相談が相対的に多くなっているものと推察される。(図表53)。

図表53 時間帯別相談件数(男女別)



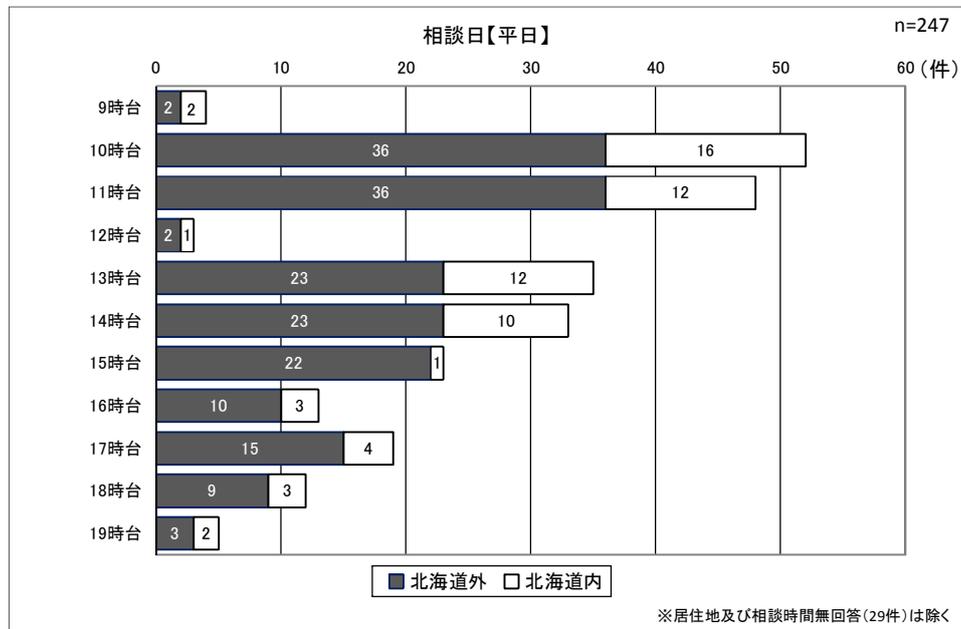
注：平日の相談時間は午前10時から午後8時まで（期間延長後は午後7時まで）であり、午前9時台には相談は原則として受け付けていない。



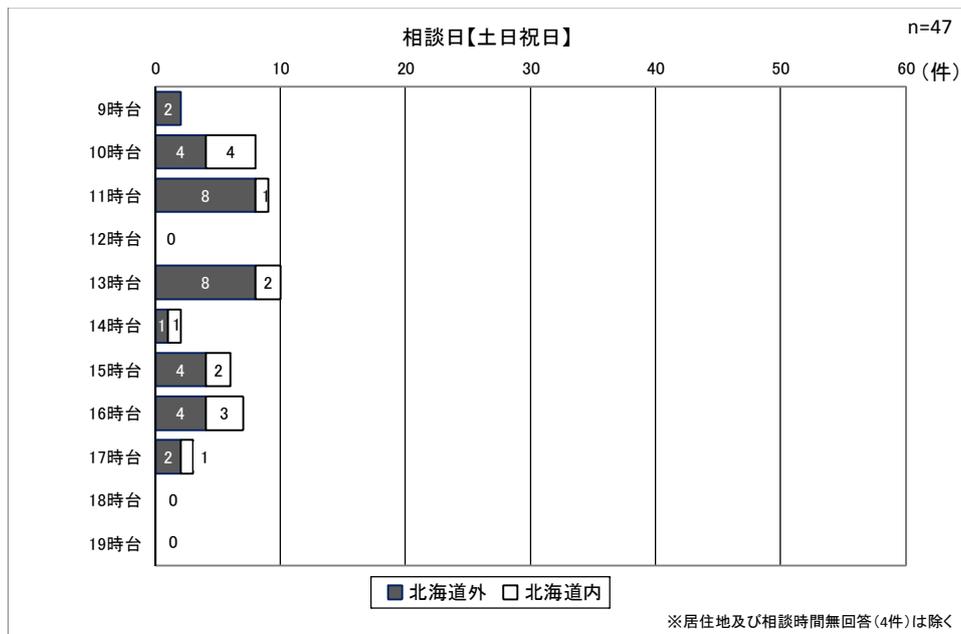
注：土日祝日の相談時間は午前10時から午後6時までであり、午前9時台、午後6時台及び午後7時台には相談は原則として受け付けていない。

相談者の居住地（北海道内/北海道外）別に見ると、どの時間帯でも、また、平日と土日祝日のいずれも「北海道外」が多く、相談日や時間帯での居住地による差異は認められない（図表54）。

図表54 時間帯別相談件数(北海道外／北海道内別)



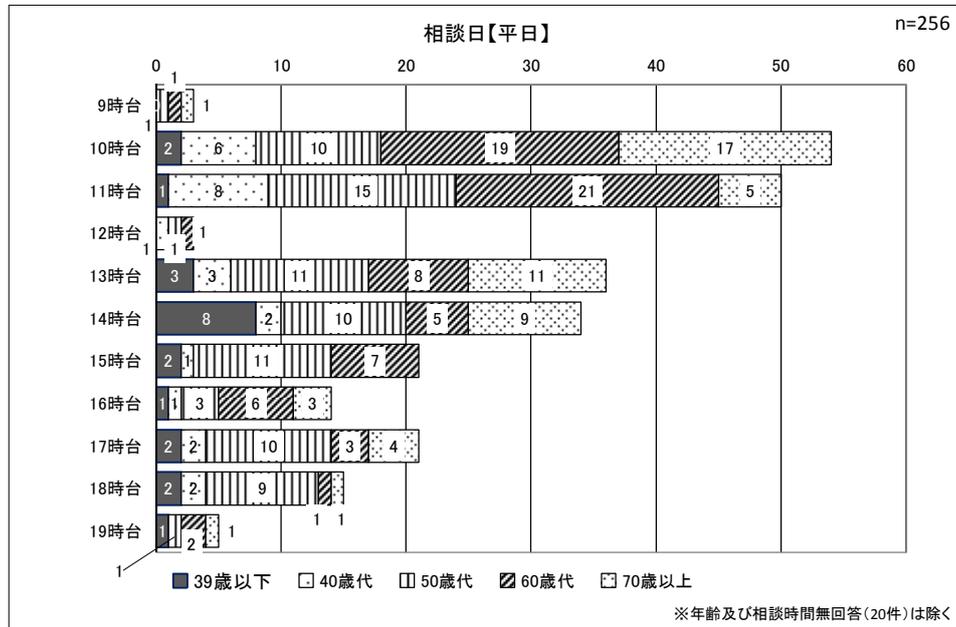
注：平日の相談時間は午前10時から午後8時まで（期間延長後は午後7時まで）であり、午前9時台には相談は原則として受け付けていない。



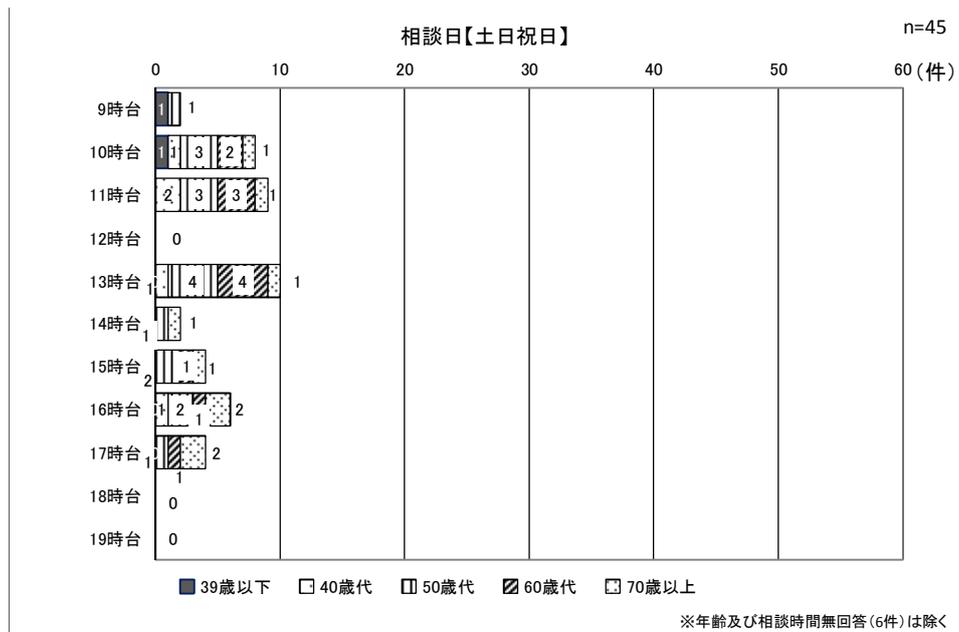
注：土日祝日の相談時間は午前10時から午後6時までであり、午前9時台、午後6時台及び午後7時台には相談は原則として受け付けていない。

年齢別に見ると「平日」の場合、30歳代、40歳代、50歳代はどの時間帯も相談件数にあまり変化はないが、60歳代や70歳以上は夕方以降での相談は少ない。「土日祝日」は件数が少ないため、傾向を読み取ることは困難であった（図表55）。

図表55 時間帯別相談件数(年齢別)



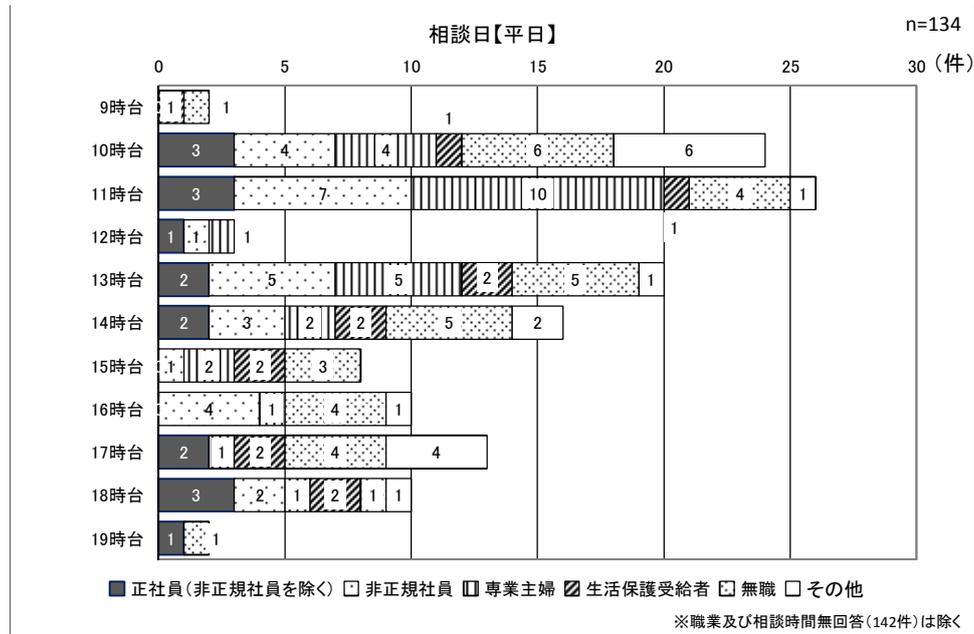
注：平日の相談時間は午前10時から午後8時まで（期間延長後は午後7時まで）であり、午前9時台には相談は原則として受け付けていない。



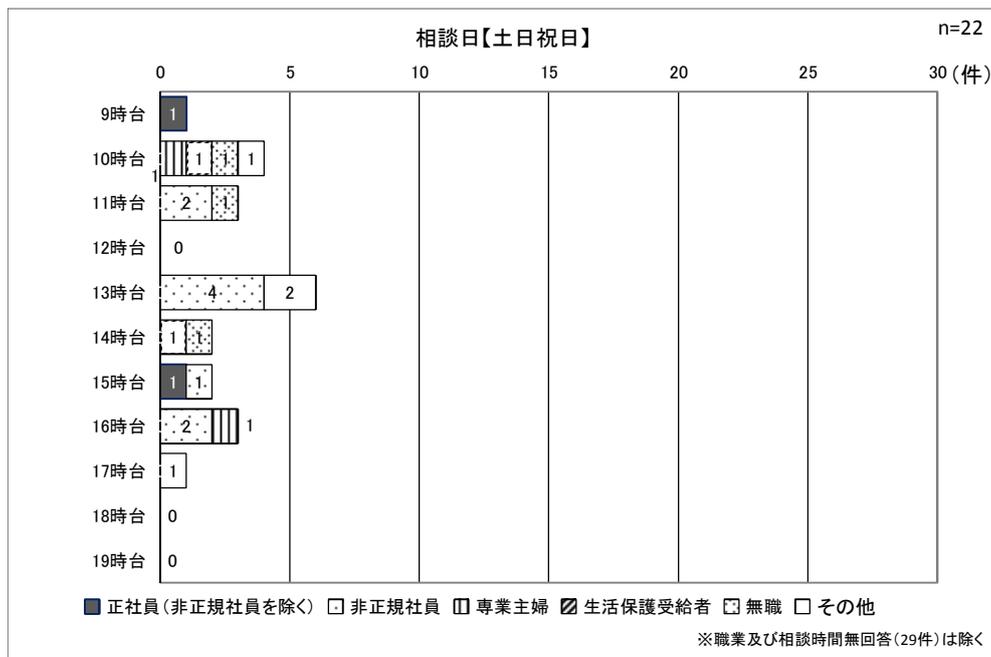
注：土日祝日の相談時間は午前10時から午後6時までであり、午前9時台、午後6時台及び午後7時台には相談は原則として受け付けていない。

職業別に見ると「平日」の場合、正社員及び非正規社員は時間帯による相談件数の違いは明確ではないが、専業主婦は午前中から 13 時台にかけての相談が多い傾向が見られた。「土日祝日」は件数が少ないため、傾向を読み取ることは困難であった（図表 5 6）。

図表56 時間帯別相談件数(職業別)



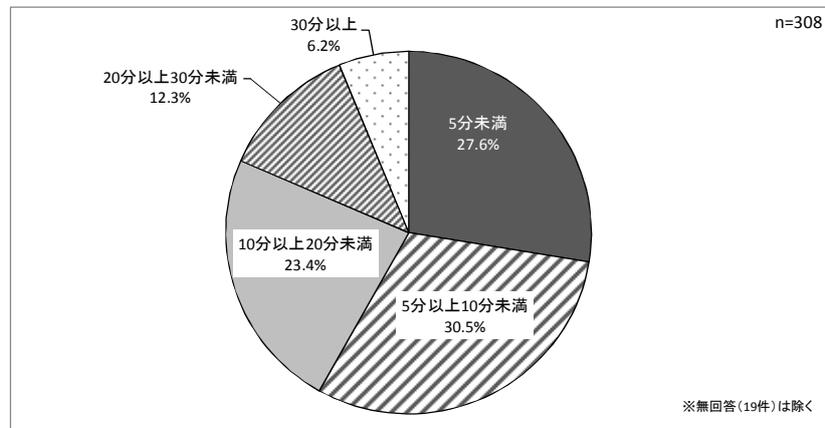
注：平日の相談時間は午前 10 時から午後 8 時まで（期間延長後は午後 7 時まで）であり、午前 9 時台には相談は原則として受け付けていない。



注：土日祝日の相談時間は午前 10 時から午後 6 時までであり、午前 9 時台、午後 6 時台及び午後 7 時台には相談は原則として受け付けていない。

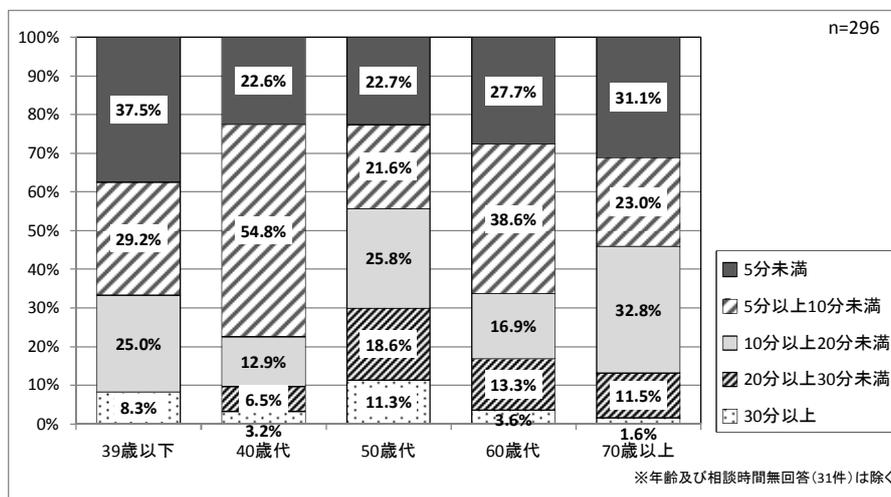
1 回当たりの相談時間をみると、「5 分未満」が全体の約 3 分の 1 を占めている。相談時間が「30 分以上」の相談は 6% 程度であり、長時間の相談は多くはない。(図表 5 7)。

図表 5 7 相談時間数別相談割合



年齢層別にみると、39 歳以下では「5 分未満」が最も多く、40 歳代及び 60 歳代では「5 分以上 10 分未満」が、50 歳代及び 70 歳以上では「10 分以上 20 分未満」が最も多くなっている。明確ではないが、どちらかといえば年齢が高いほど相談時間が長い傾向が見られた(図表 5 8)。この要因としては、30 歳代や 40 歳代は就業者が多く、時間的な余裕が少ないのに対し、70 歳以上は日中、自宅にいて時間的な余裕のある人が多い可能性が伺える。

図表 5 8 相談時間数別相談割合(年齢層別)

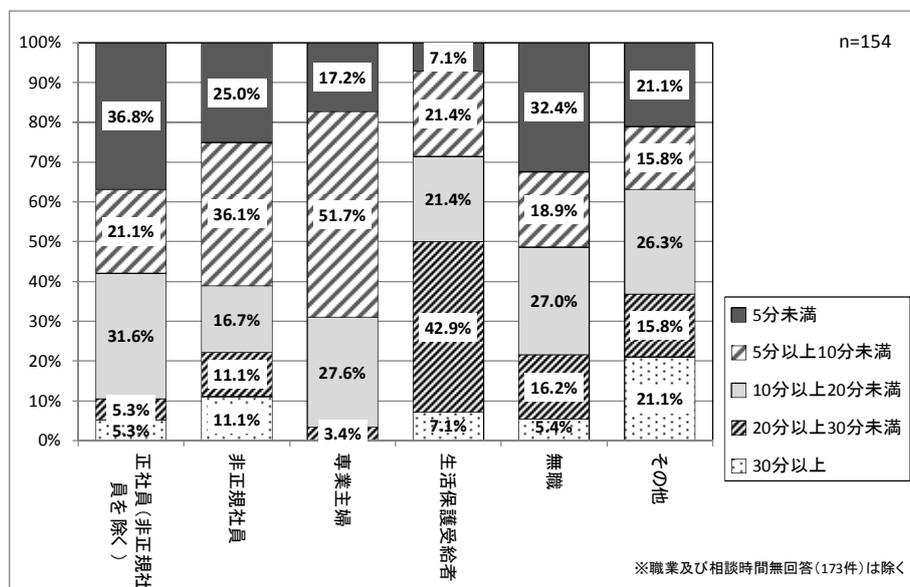


	合計	5分未満	5分以上10分未満	10分以上20分未満	20分以上30分未満	30分以上
30代以下	24 100.0%	9 37.5%	7 29.2%	6 25.0%	0 0.0%	2 8.3%
40代	31 100.0%	7 22.6%	17 54.8%	4 12.9%	2 6.5%	1 3.2%
50代	97 100.0%	22 22.7%	21 21.6%	25 25.8%	18 18.6%	11 11.3%
60代	83 100.0%	23 27.7%	32 38.6%	14 16.9%	11 13.3%	3 3.6%
70代以上	61 100.0%	19 31.1%	14 23.0%	20 32.8%	7 11.5%	1 1.6%
合計	296 100.0%	80 27.0%	91 30.7%	69 23.3%	38 12.8%	18 6.1%

注：年齢不詳分を除いて集計しているため、「合計」の構成割合と単純集計の構成割合は一致しない。

職業別にみると、「正社員（非正規社員を除く）」及び「無職」では「5分未満」が、専業主婦及び非正規社員では「5分以上10分未満」が最も多くなっている（図表59）。正社員の相談時間が短いのは就労のために時間的な余裕が少ないことが、この理由として考えられる。

図表59 相談時間数別相談割合（職業別）



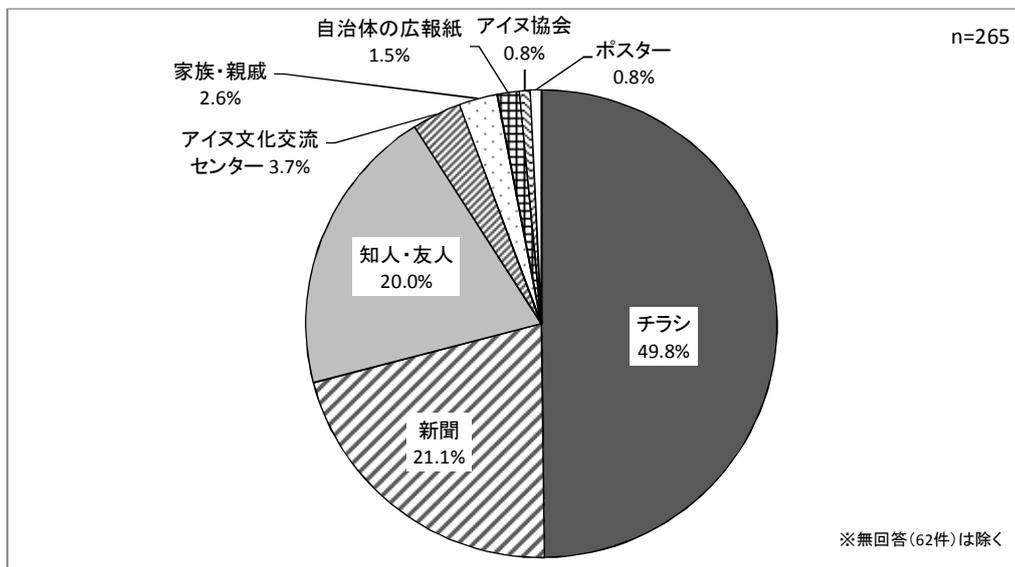
	合計	5分未満	5分以上10分未満	10分以上20分未満	20分以上30分未満	30分以上
正社員（非正規社員を除く）	19 100.0%	7 36.8%	4 21.1%	6 31.6%	1 5.3%	1 5.3%
非正規社員	36 100.0%	9 25.0%	13 36.1%	6 16.7%	4 11.1%	4 11.1%
専業主婦	29 100.0%	5 17.2%	15 51.7%	8 27.6%	1 3.4%	0 0.0%
生活保護受給者	14 100.0%	1 7.1%	3 21.4%	3 21.4%	6 42.9%	1 7.1%
無職	37 100.0%	12 32.4%	7 18.9%	10 27.0%	6 16.2%	2 5.4%
その他	19 100.0%	4 21.1%	3 15.8%	5 26.3%	3 15.8%	4 21.1%
合計	154 100.0%	38 24.7%	45 29.2%	38 24.7%	21 13.6%	12 7.8%

注：職業等不詳分を除いて集計しているため、「合計」の構成割合と単純集計の構成割合は一致しない。

第4項 認知経路

事業の認知経路については、「チラシ」が最も多く、「新聞」と「知人・友人」がこれに続いている（図表60）。なお、相談事業の周知に関して、ラジオやテレビ等のマスメディアで広く宣伝してほしいという声が複数寄せられた。

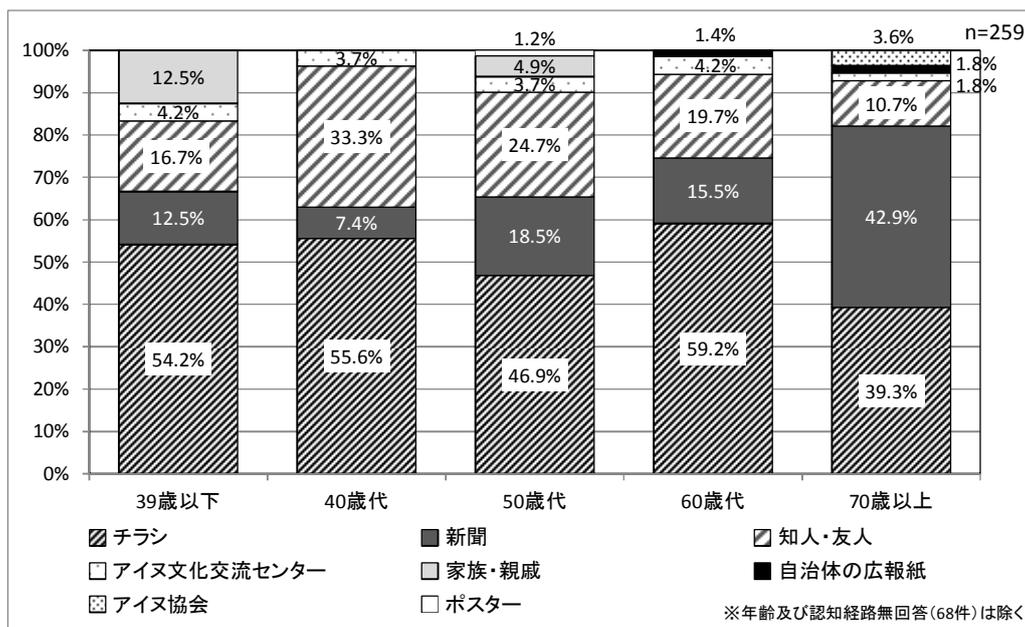
図表60 認知経路



年齢層別に認知経路を見ると70歳以上では「新聞」が多く、高年齢の人のほうが新聞購読率が高いことが推察される。

また、39歳以下では「家族・親戚」の割合がやや高く、40歳代及び50歳代では「チラシ」の割合がやや高い。若い人は高齢者と比べて家族との関係が維持されている傾向が高く、40歳代や50歳代は社会との接点が多い傾向にあると推察される。

図表61 認知経路(年齢層別)



年代	合計	チラシ	新聞	知人・友人	アイヌ文化交流センター	家族・親戚	自治体の広報紙	アイヌ協会	ポスター
39歳以下	24	13	3	4	1	3	0	0	0
	100.0%	54.2%	12.5%	16.7%	4.2%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
40歳代	27	15	2	9	1	0	0	0	0
	100.0%	55.6%	7.4%	33.3%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
50歳代	81	38	15	20	3	4	0	0	1
	100.0%	46.9%	18.5%	24.7%	3.7%	4.9%	0.0%	0.0%	1.2%
60歳代	71	42	11	14	3	0	1	0	0
	100.0%	59.2%	15.5%	19.7%	4.2%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%
70歳以上	56	22	24	6	1	0	1	2	0
	100.0%	39.3%	42.9%	10.7%	1.8%	0.0%	1.8%	3.6%	0.0%
合計	259	130	55	53	9	7	2	2	1
	100.0%	50.2%	21.2%	20.5%	3.5%	2.7%	0.8%	0.8%	0.4%

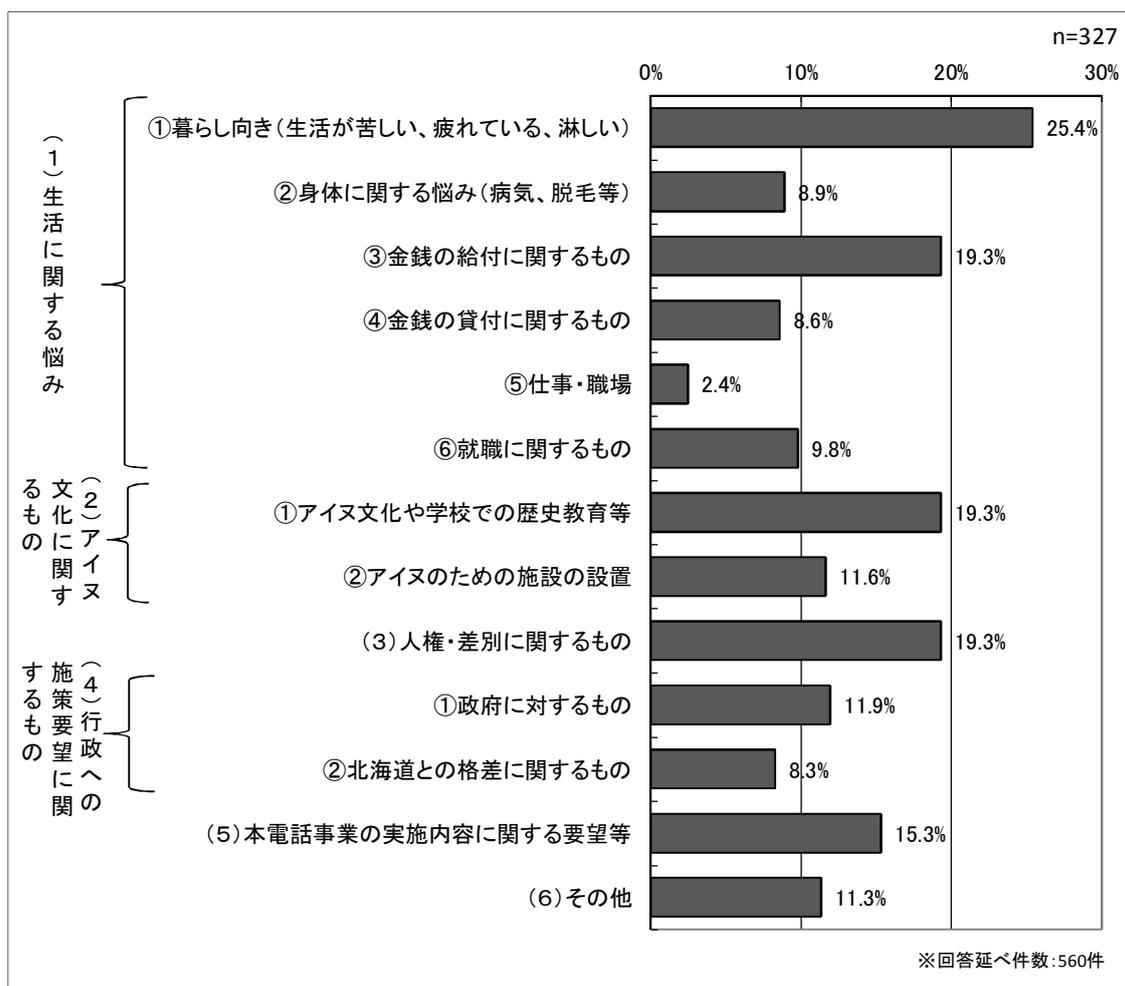
注：最も多い項目のセルに色付けを行った。

第5項 相談内容に関する分析

1) 相談類型別割合及び件数

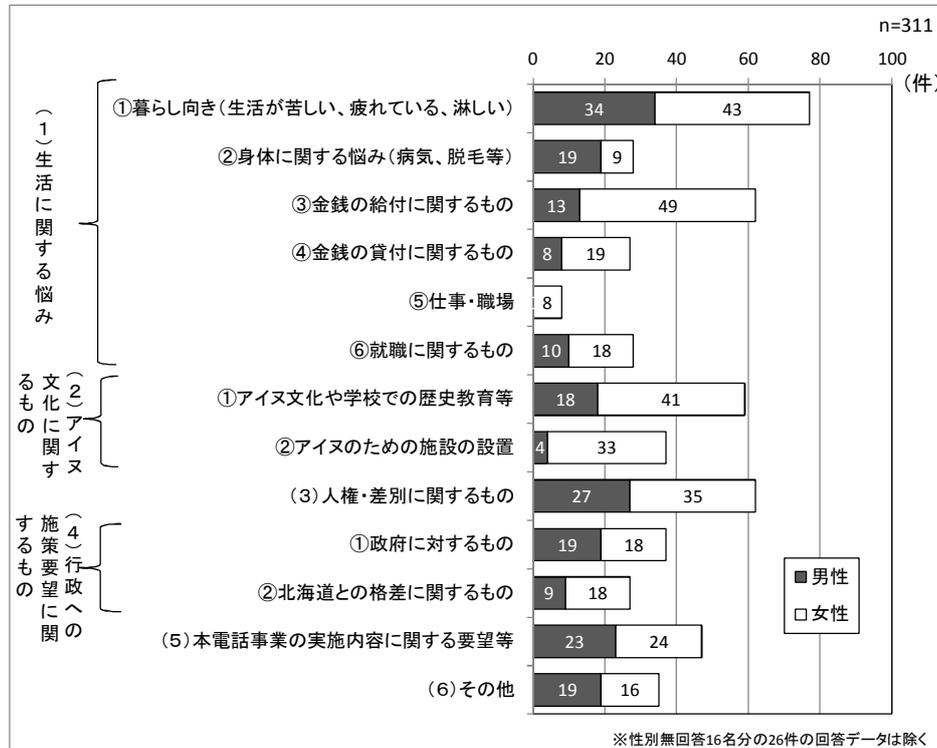
相談類型としては、「暮らし向き」(25.4%)、「金銭の給付」(19.3%)、「歴史教育等」(19.3%)、「人権・差別」(19.3%)、「電話事業への要望」(15.3%)、「政府に対するもの」(11.9%)、「アイヌのための施設の設置」(11.6%)などが多く挙げられた。生活に関する事項としては「暮らし向き」と「金銭の給付」に関する相談が多い(図表6.3)。

図表6.3 相談類型(複数回答)

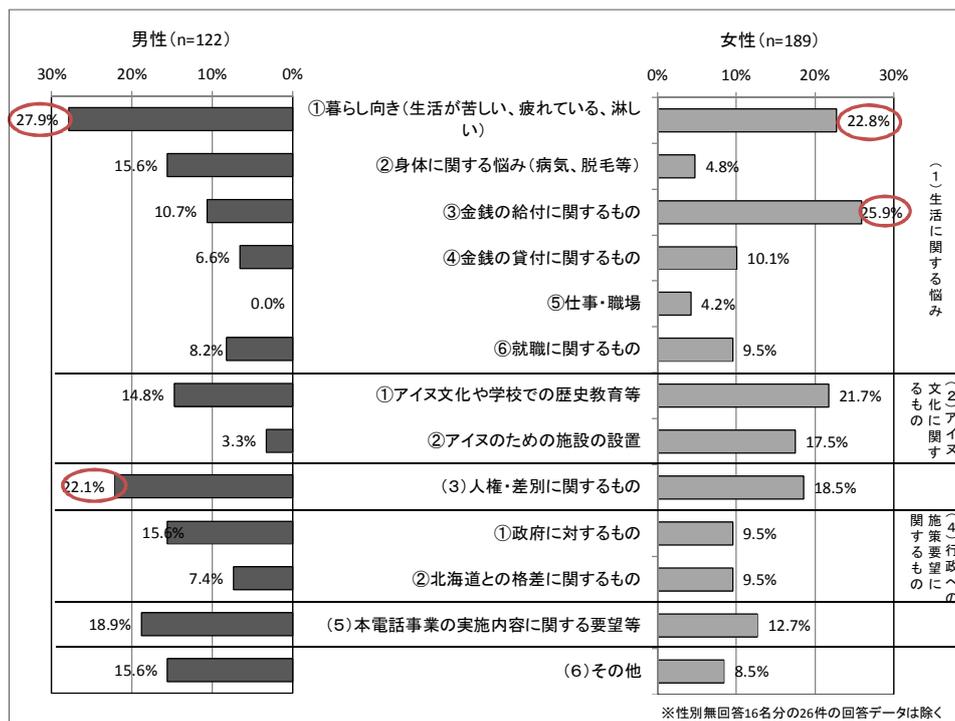


男女別にみると、男性の場合は「暮らし向き」、「人権・差別」が多く、女性の場合は「金銭の給付」、「暮らし向き」が多い（図表64、65）。男性は家計を維持する上での苦労と、その背景にある差別の問題を、また、女性は60歳代が多いこともあり、経済的な生活保障にとくに関心を抱いているものと推察される。

図表64 相談類型(件数:男女別)(複数回答)



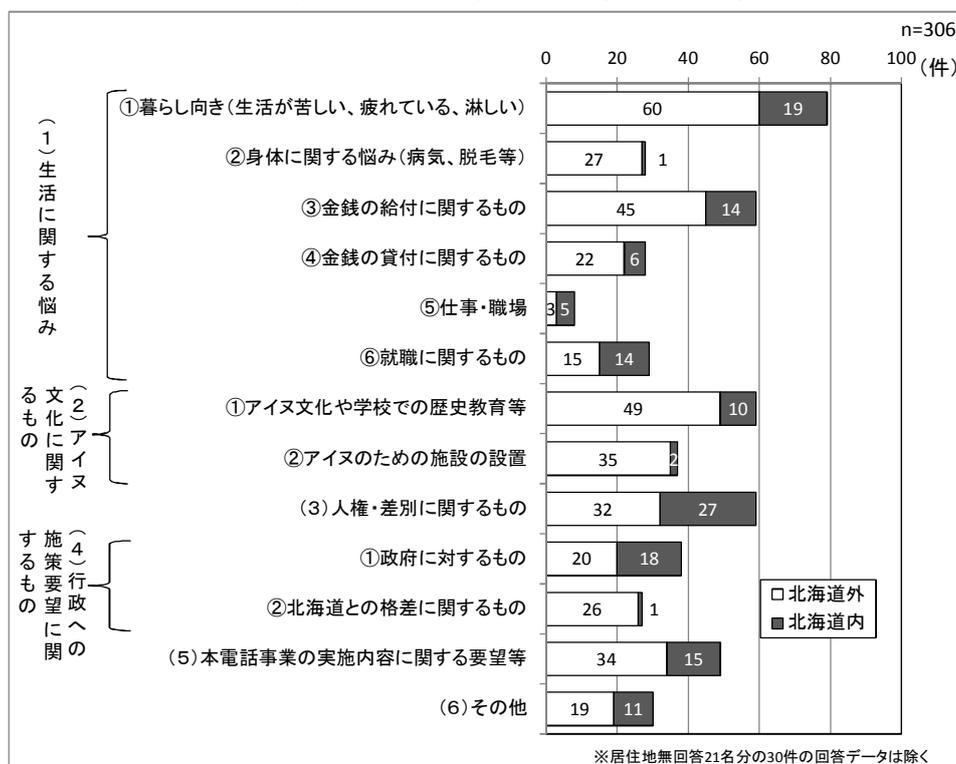
図表65 相談類型(男女別)(複数回答)



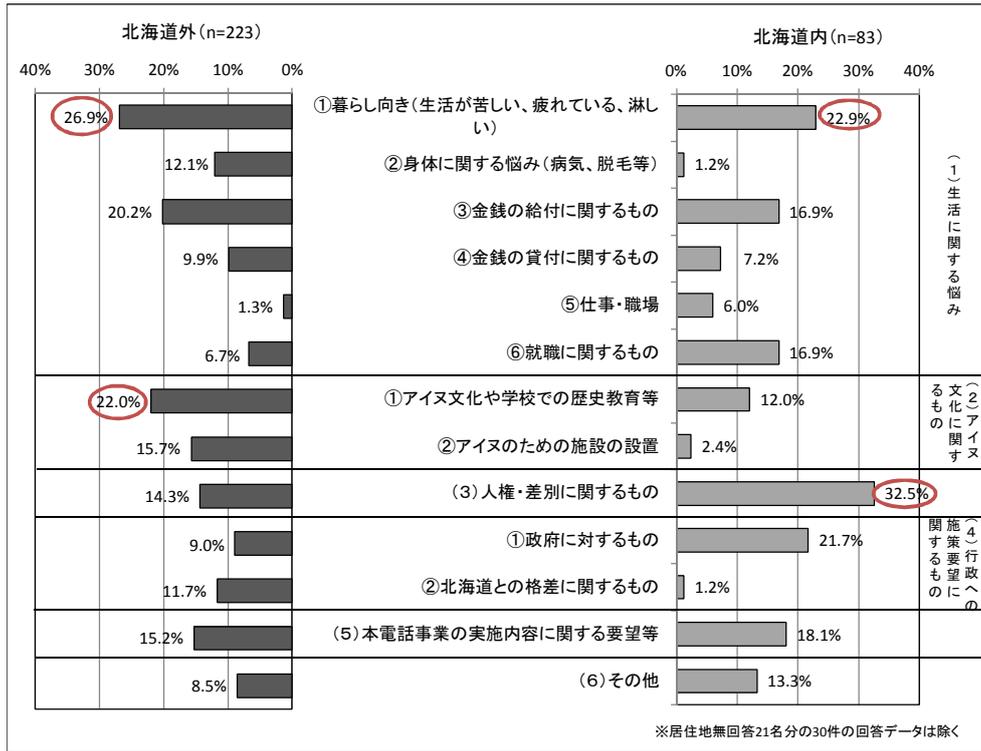
居住地域別にみると、北海道内の場合は「差別」（32.5%）、「暮らし向き」（22.9%）が、また北海道外の場合は「暮らし向き」（26.9%）、「歴史教育等」（22.0%）が多い。「差別」は北海道内の半分以下である（図表66、67）。

なお、「道外実態調査」によると、調査に回答した人の「現在、困っていること」として「自分や家族の健康」が56.9%と最も多く、「所得が少ない」（45.6%）、「負債が多い」（13.2%）、「子どもの教育の問題」（10.2%）、「住宅の問題」（8.7%）、「労働条件が悪い」（7.8%）、「仕事がない」（6.7%）と続いている（ただし、「その他」及び「特に困っていることはない」は除く。）。北海道外からの相談結果と「道外実態調査」とを比べると、今回はアイヌに関する文化や歴史についての相談や要望が多く挙げられたのが特徴的である。

図表66 相談類型(件数:北海道内/北海道外別)(複数回答)

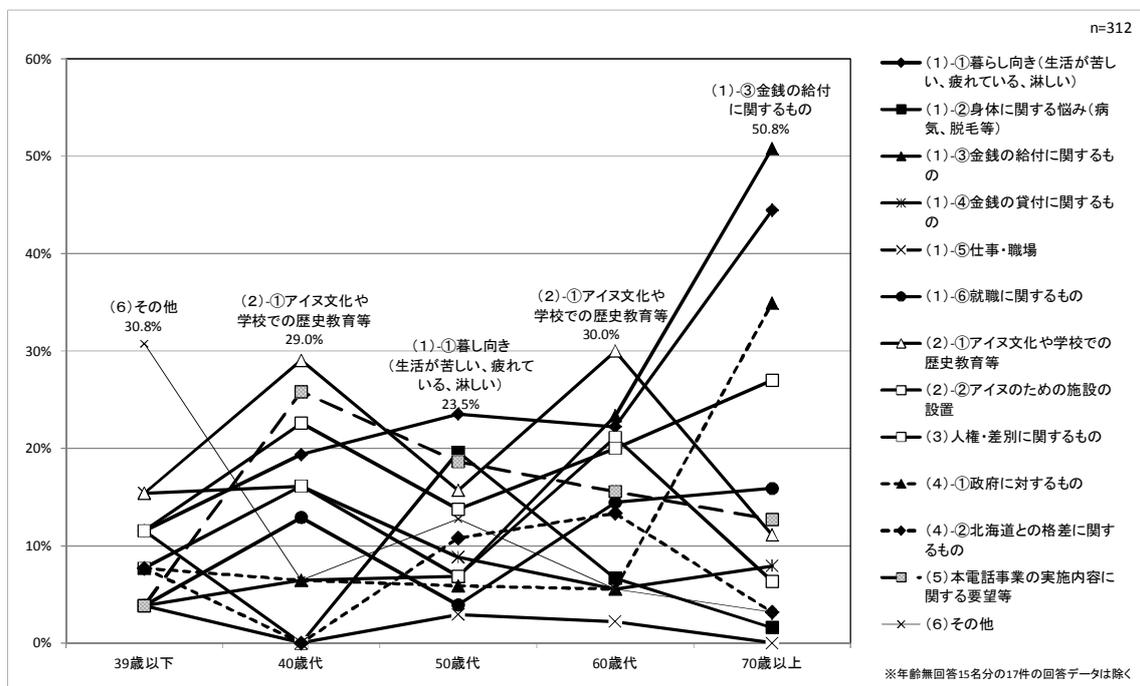


図表67 相談類型(北海道外/北海道内別)(複数回答)



年齢層別にみると39歳以下は「金銭の貸付」、「歴史教育等」がいずれも4件となっているが「その他」が最も多く、特定のテーマに限定されていない（なお、その他ではアイヌ刺繍に関する問い合わせや居住環境の問題に関する質問などが出された。）40歳代及び60歳代では「歴史教育等」、50歳代では「暮らし向き」、70歳以上では「金銭の給付」が最も多く、年齢層によって相談類型に違いが見られた（図表68）。50歳代は現役世代で家計を維持することの困難に直面しやすい世代のため「暮らし向き」を、70歳以上は収入を得ることが困難な世代であり、経済的な保障を求める「金銭の給付」を、また、それ以外の世代では日常生活に密着した相談と言うより、広い観点からアイヌ政策に対して考えを持ち、「歴史教育等」に関する相談が寄せられたのではないかと推察される。なお、件数が少ないため、年齢別の傾向を読み取ることは困難であった。

図表68 相談類型(年齢層別)(複数回答)



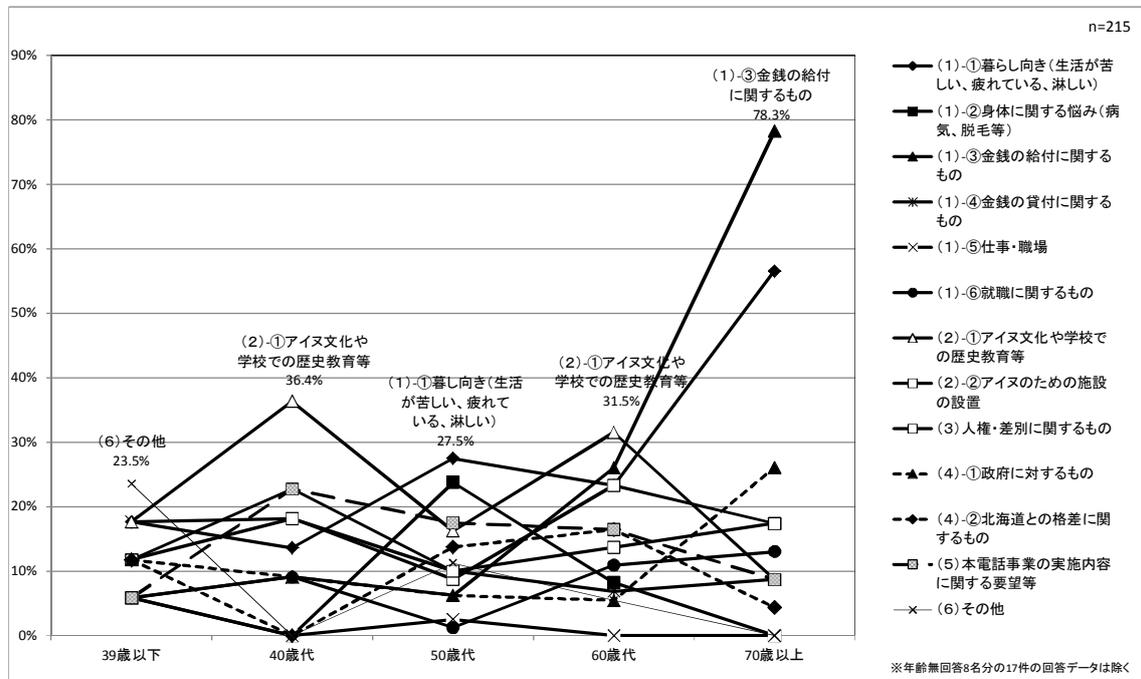
年齢層	回答者数	相談区分(複数回答)											(3)人権・差別に関するもの	(4)行政への施策要望に関するもの		(5)本電話事業の実施内容に関する要望等	(6)その他
		(1)生活に関する悩み						(2)アイヌ文化に関するもの						(1)政府に対するもの	(2)北海道との格差に関するもの		
		①暮らし向き(生活が苦しい、疲れている、淋しい)	②身体に関する悩み(病気、脱毛等)	③金銭の給付に関するもの	④金銭の貸付に関するもの	⑤仕事・職場	⑥就職に関するもの	(1)合計	①アイヌ文化や学校での歴史教育等	②アイヌのための施設の設定	③人権・差別に関するもの	(2)合計	①政府に対するもの	②北海道との格差に関するもの	(4)合計	(5)	(6)
39歳以下	26	3	1	1	4	3	1	11	4	2	6	3	2	2	2	1	8
	100.0%	11.5%	3.8%	3.8%	15.4%	11.5%	3.8%	42.3%	15.4%	7.7%	23.1%	11.5%	7.7%	7.7%	3.8%	30.8%	
40歳代	31	6	0	2	5	0	4	13	9	5	13	7	2	0	2	8	2
	100.0%	19.4%	0.0%	6.5%	16.1%	0.0%	12.9%	41.9%	29.0%	16.1%	41.9%	22.6%	6.5%	0.0%	6.5%	25.8%	6.5%
50歳代	102	24	20	7	9	3	4	52	16	7	20	14	6	11	16	19	13
	100.0%	23.5%	19.6%	6.9%	8.8%	2.9%	3.9%	51.0%	15.7%	6.9%	19.6%	13.7%	5.9%	10.8%	15.7%	18.6%	12.7%
60歳代	90	20	6	21	5	2	13	47	27	19	41	18	5	12	16	14	5
	100.0%	22.2%	6.7%	23.3%	5.6%	2.2%	14.4%	52.2%	30.0%	21.1%	45.6%	20.0%	5.6%	13.3%	17.8%	15.6%	5.6%
70歳以上	63	28	1	32	5	0	10	48	7	4	11	17	22	2	23	8	2
	100.0%	44.4%	1.6%	50.8%	7.9%	0.0%	15.9%	76.2%	11.1%	6.3%	17.5%	27.0%	34.9%	3.2%	36.5%	12.7%	3.2%
合計	312	81	28	63	28	8	32	171	63	37	91	59	37	27	59	50	30
	100.0%	26.0%	9.0%	20.2%	9.0%	2.6%	10.3%	54.8%	20.2%	11.9%	29.2%	18.9%	11.9%	8.7%	18.9%	16.0%	9.6%

注1: その他以外で最も多い項目のセルに色付けを行った。

注2: 年齢無回答45名分の49件の回答データは除く。そのため「合計」の構成割合と単純集計の構成割合は一致しない。

「北海道外」では、39歳以下は「暮らし向き」「金銭の給付」「歴史教育等」がいずれも3件であった。40歳代及び60歳代は「歴史教育等」がそれぞれ8件、23件となった。50歳代は「暮らし向き」が22件、70歳代は「金銭の給付」がそれぞれ18件となった。件数が少ないため、年齢層別の傾向を読み取ることは困難であった（図表69）。

図表69 相談類型(年齢層別【北海道外】)(複数回答)



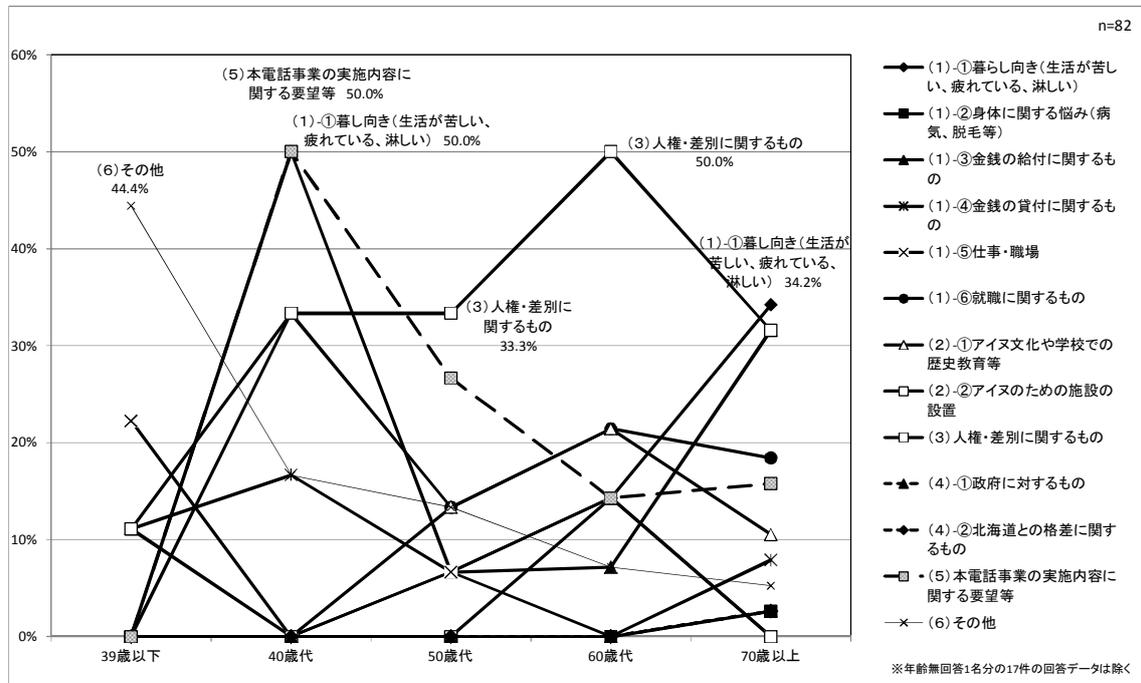
年齢層	相談区分(複数回答)															
	回答者数	(1)生活に関する悩み						(1)合計	(2)アイヌ文化に関するもの			(3)人権・差別に関するもの	(4)行政への施策要望に関するもの		(5)本電話事業の実施内容に関する要望等	(6)その他
		暮らし向き(生活が苦しい、淋しい、疲れている)	②身体に関する悩み(病気、脱毛等)	③金銭の給付に関するもの	④金銭の貸付に関するもの	⑤仕事・職場	⑥就職に関するもの		①アイヌ文化や学校での歴史教育等	②アイヌのための施設の設置	(2)合計		①政府に対するもの	②北海道との格差に関するもの		
39歳以下	17	3	1	1	3	1	1	8	3	2	5	2	2	2	1	4
	100.0%	17.6%	5.9%	5.9%	17.6%	5.9%	47.1%	17.6%	11.8%	29.4%	11.8%	11.8%	11.8%	5.9%	23.5%	
40歳代	22	3	0	2	4	0	2	9	8	4	11	5	2	2	5	0
	100.0%	13.6%	0.0%	9.1%	18.2%	0.0%	9.1%	40.9%	36.4%	18.2%	50.0%	22.7%	9.1%	0.0%	22.7%	0.0%
50歳代	80	22	19	5	8	2	1	44	13	7	17	8	5	11	15	9
	100.0%	27.5%	23.8%	6.3%	10.0%	2.5%	1.3%	55.0%	16.3%	8.8%	21.3%	10.0%	6.3%	13.8%	18.8%	17.5%
60歳代	73	17	6	19	5	0	8	37	23	17	35	10	4	12	15	12
	100.0%	23.3%	8.2%	26.0%	6.8%	0.0%	11.0%	50.7%	31.5%	23.3%	47.9%	13.7%	5.5%	16.4%	20.5%	16.4%
70歳以上	23	13	0	18	2	0	3	21	2	4	6	4	6	1	6	2
	100.0%	56.5%	0.0%	78.3%	8.7%	0.0%	13.0%	91.3%	8.7%	17.4%	26.1%	17.4%	26.1%	4.3%	26.1%	8.7%
合計	215	58	26	45	22	3	15	119	49	34	74	29	19	26	40	34
	100.0%	27.0%	12.1%	20.9%	10.2%	1.4%	7.0%	55.3%	22.8%	15.8%	34.4%	13.5%	8.8%	12.1%	18.6%	15.8%

注1：その他以外で最も多い項目のセルに色付けを行った。

注2：年齢及び居住地無回答データは除く。そのため「合計」の構成割合と単純集計の構成割合は一致しない。

「北海道内」では、39歳以下は「仕事・職場」が2件、40歳代は「暮らし向き」及び「相談窓口への要望」が3件ずつ、50歳代及び60歳代は「人権・差別」がそれぞれ5件、7件、70歳代は「政府に対するもの」が16件となった。年齢層別の件数が少ないため、傾向を読み取ることは困難であった（図表70）。

図表70 相談類型(年齢層別【北海道内】)(複数回答)



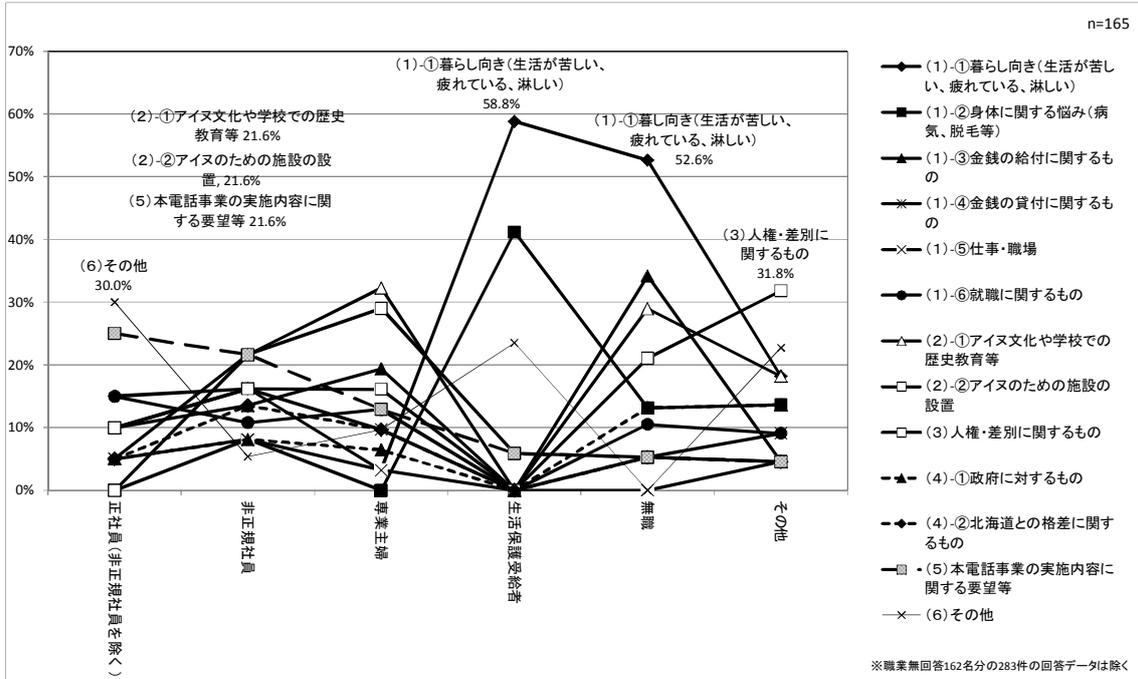
年齢層	回答者数	相談区分(複数回答)															
		(1)生活に関する悩み						(2)アイヌ文化に関するもの				(3)人権・差別に関するもの		(4)行政への施策要望に関するもの		(5)本電話事業の実施内容に関する要望等	(6)その他
		①暮らし向き(生活が苦しい、淋しい、疲れている)	②身体に関する悩み(病気、脱毛等)	③金銭の給付に関するもの	④金銭の貸付に関するもの	⑤仕事・職場	⑥就職に関するもの	①アイヌ文化や学校での歴史教育等	②アイヌのための施設設置	(2)合計	①人権・差別に関するもの	②北海道との格差に関するもの	(4)合計				
39歳以下	9	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	22.2%	0.0%	33.3%	11.1%	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	44.4%
40歳代	6	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	16.7%
50歳代	15	6.7%	0.0%	6.7%	6.7%	6.7%	13.3%	33.3%	13.3%	0.0%	13.3%	33.3%	6.7%	0.0%	6.7%	26.7%	13.3%
60歳代	14	14.3%	0.0%	7.1%	0.0%	14.3%	21.4%	57.1%	21.4%	14.3%	35.7%	50.0%	7.1%	0.0%	7.1%	14.3%	7.1%
70歳以上	38	34.2%	2.6%	31.6%	7.9%	0.0%	18.4%	65.8%	10.5%	0.0%	10.5%	31.6%	42.1%	2.6%	44.7%	15.8%	5.3%
合計	82	23.2%	1.2%	17.1%	7.3%	6.1%	17.1%	54.9%	12.2%	2.4%	14.6%	32.9%	22.0%	1.2%	23.2%	18.3%	12.2%

注1：その他以外で最も多い項目のセルに色付けを行った。

注2：年齢及び居住地無回答データは除く。そのため「合計」の構成割合と単純集計の構成割合は一致しない。

職業別にみると専業主婦では「歴史教育等」、無職及び生活保護受給者では「暮らし向き(生活苦)」、正社員及び非正規社員では「相談窓口への要望」が最も多く、職業によって相談類型に違いが見られた(図表71)。

図表71 相談類型(職業別)(複数回答)



職業	回答者数	相談区分(複数回答)															
		(1)生活に関する悩み						(2)アイヌ文化に関するもの			(3)人権・差別に関するもの	(4)行政への施策要望に関するもの			(5)内容に関する要望等	(6)その他	
		暮らし向き(生活苦)	身体に関する悩み(病気、脱毛等)	金銭の給付に関するもの	金銭の貸付に関するもの	仕事・職場	就職に関するもの	アイヌ文化や学校での歴史教育等	アイヌのための施設設置	(1)政府に対するもの		北海道との格差に関するもの	(4)合計				
正社員(非正規社員を除く)	20	15.0%	0.0%	10.0%	10.0%	5.0%	15.0%	40.0%	5.0%	0.0%	5.0%	10.0%	5.0%	5.0%	10.0%	25.0%	30.0%
非正規社員	37	16.2%	8.1%	13.5%	16.2%	8.1%	10.8%	54.1%	21.6%	21.6%	37.8%	16.2%	8.1%	13.5%	18.9%	21.6%	5.4%
専業主婦	31	3.2%	0.0%	19.4%	9.7%	3.2%	12.9%	38.7%	32.3%	29.0%	51.6%	16.1%	6.5%	9.7%	12.9%	12.9%	9.7%
生活保護受給者	17	58.8%	41.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	76.5%	0.0%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	23.5%
無職	38	52.6%	13.2%	34.2%	5.3%	0.0%	10.5%	68.4%	28.9%	5.3%	31.6%	21.1%	13.2%	5.3%	18.4%	5.3%	0.0%
その他	22	18.2%	13.6%	4.5%	9.1%	4.5%	9.1%	45.5%	18.2%	4.5%	22.7%	31.8%	13.6%	4.5%	13.6%	4.5%	22.7%
合計	165	26.7%	10.9%	16.4%	9.1%	3.6%	10.3%	53.9%	20.6%	12.7%	29.7%	17.0%	8.5%	7.3%	13.9%	12.7%	12.1%

注：その他以外で最も多い項目のセルに色付けを行った。

注：職業無回答データは除く。そのため「合計」の構成割合と単純集計の構成割合は一致しない。

2) 類型別の具体的な相談内容

類型別の具体的な相談内容（主なもの）は、以下のとおりである。

①生活に関する悩み

ア「暮らし向き(生活が苦しい、疲れている、淋しい)」について

「暮らし向き（生活が苦しい、疲れている、淋しい）」としては、経済困窮、病気、障がいなどのいくつかの問題が複合的に関係している。相談内容からは生活保護を受けて生活を送っているほうが、本テーマの相談の中心層であることが伺える。また、日常的にコミュニケーションをとることのできる相手がおらず、孤立感を抱いているとの悩みも挙げられている。

なお、生活の疲れに関する相談は、そのほとんどが病気と関連している。退院後の生活不安や、例えば「手術で歩けなくなり、一人で淋しい」、「人と話さないでいると何のために生きているのか悲しくなる」といった、ちょっとした健康状態の悪化が孤立感を高めている現状も伺える。

イ「身体に関する悩み(病気、脱毛等)」について

「身体に関する悩み（病気、脱毛等）」としては、50歳代～70歳代を中心に入院時の心配事や退院後の生活に関する悩み、通院に際しての経済的な支援に関する要望などが挙げられている。また、「毛深いこと」への悩みが挙げられており、脱毛を希望する声や、アイヌ特有の身体的悩みに対応した専門の理・美容学校の設置についての意見が出された。また、男性からの相談も見られ、女性に限らず男性でも体毛に対する悩みを抱えていることが伺える。

ウ「金銭の給付に関するもの」について

「金銭の給付に関するもの」としては、社会的に差別を受け、「差別のせいで年金がもらえるような正規の職につけなかった」等、経済基盤を確立する上で困難に直面した結果、生活が苦しくなっているということ、また、これを踏まえてアイヌの人々を対象とした年金制度の創設を望む声などが挙げられている。

エ「金銭の貸付に関するもの」について

「金銭の貸付に関するもの」としては、「北海道で受けられた教育などの経済的支援が、北海道外でも受けられるようにしてほしい」、「北海道と同様、住宅資金、教育資金などへの支援を全国に適用してほしい」といった、北海道と同様の奨学金制度、住宅資金の貸付制度の北海道外適用の要望が目立っている。北海道外に居住する相談者からの相談が大半である。

オ「仕事・職場」について

「仕事・職場」に関する主な内容としては、年齢層は多様であるが、相談者の居住地は

北海道内が大半であり、「パワハラ」に関する悩みなどが挙げられている。

カ「就職(雇用・人材育成)」について

「就職(雇用・人材育成)」に関する主な内容としては、「アイヌ語講座では上級者講座を卒業した人を講師として採用するなどアイヌの雇用を拡大してほしい」や「民族衣装や女の手仕事を職業訓練として学び収入につながる制度を設けてほしい」といった、アイヌ語の講義、民族衣装の製作など、アイヌの文化を活かした就業の場づくりの要望や、アイヌ関連施設での雇用確保・充実に関する要望などが挙げられている。

②アイヌ文化に関するもの

ア「アイヌ文化や学校での歴史教育等」について

「教育(学校、歴史等)」に関する主な内容としては、アイヌに関する正確な情報(歴史、文化)を国民全員が知り、相互理解を図るために、マスコミにおける広報や教育現場での知識習得の重要性が語られた。とくに、アイヌの歴史・文化をより詳しく教科書に掲載したり、授業の中で詳しく伝えたりするなど、義務教育段階におけるアイヌの歴史教育の充実の必要性について数多くの意見が出された。また、アイヌの人が一日講師として授業を行ってはどうか、との提案意見も見られた。

また、アイヌ刺繍、アイヌ語を習いたいとの意向や、「東京オリンピックでアイヌ文化・踊り等を披露し、世界の人達にPRしたい」などの、2020年の東京オリンピック開催を契機としたアイヌ文化の紹介に関する要望が挙げられている。このほか、アイヌ民族学校を創設して文化の継承を行うべきとの声も寄せられた。

イ「アイヌのための施設の設置」について

「アイヌのための施設の設置」に関する主な内容としては、具体的な要望が多い。共通事項としては、場所は東京(あるいは関東地方で交通の便のよいところ)で、宿泊機能を有し、アイヌ文化を継承するのに必要な火を使用できる施設の設置が望まれている。

さらに、アイヌによる施設運営であること、アイヌ語を勉強することができること、アイヌ語のラジオ放送を行えること、葬儀ができること、アイヌの儀礼(カムイノミなど)、刺繍、アイヌ料理などを習えること、北海道外に住むアイヌと交流できること、相談員がいて子どもから大人までアイヌ文化を学べることなどの要望が出されている。

③人権・差別に関するもの

「人権・差別」に関する主な内容としては、子どもの頃から差別を受け続けてきたこと、今でも差別や偏見に苦しんでいることなどが語られた。また、差別撤廃には教育、とりわけ学校教育においてアイヌの歴史を伝えることが重要であるとの意見も多数寄せられた。

主な内容としては、子どもの頃から日常的に差別を受けてきている、アイヌであるために子どもがいじめられていることなどへの悩みが挙げられている。また、差別解消に向けた取組として教育を重視する意見が寄せられた。

④行政への施策要望に関するもの

ア「国に対するもの」について

「国に対するもの」としては、(先住民族としての)アイヌに対する国の基本政策に関する不満や、生活上の差別問題の改善に向けた取組に関する不満などが挙げられている。また「法律はできたが、依然北海道内に差別が存在。アイヌ民族の生活や心的差別の実態を調査し改善してほしい」といった具体的な意見も寄せられた。70歳代などの年配の相談者からの相談が多い。

イ「北海道との格差に関するもの」について

「北海道との格差に関するもの」としては、アイヌに特化した支援策が北海道内でのみ実施されていることに対し、北海道内、北海道外を問わず展開してほしいとの要望が挙げられている。多くの意見は、教育や住宅支援などの北海道内で実施されている支援施策を北海道外でも同様に実施することを望む内容であるが、中には、「北海道内のアイヌ子弟は進学への支援金、就職への支度金制度があるが、北海道外で暮らすアイヌには何もなく生活格差は広がるばかり。せめて70歳代80歳代だけでもアイヌ年金の支給を」といった、年金制度の要望に対する意見も見られた。

⑤本電話事業の実施内容に関する要望等

「本電話事業の実施内容に関する要望等」としては、「いつでも電話で悩みを聞いてくれるこの事業を続けてほしい」、「こういう相談ができ、話を聞いてもらえるだけで心が晴れる」、「全国的に利用できる電話相談はよいことなので継続してほしい。」など、その大半が相談事業の継続要望となっている。

3) 類型間の関係性

相談類型相互の関係を見てみると、全体の傾向としては単一テーマではなく、いくつかのテーマが複合した相談内容が少なくない。例えば、「暮らし向き」と「金銭の給付」や「身体に関する悩み」、「北海道との格差」と「金銭の貸付」などは一体的に語られる傾向が見られた（図表72）。

図表72 相談類型の相関関係(複数回答)

相談区分(複数回答)	回答数	(1)生活に関する悩み						(1)合計	(2)アイヌ文化に関するもの			(3)人権・差別に関するもの	(4)行政への施策要望に関するもの		(5)本電話事業の実施内容に関する要望等	(6)その他	
		①暮らし向き(生活が苦しい、疲れている、淋しい)	②身体に関する悩み(病気、脱毛等)	③金銭の給付に関するもの	④金銭の貸付に関するもの	⑤仕事・職場	⑥就職に関するもの		①アイヌ文化や学校での歴史教育等	②アイヌのための施設の設置	③アイヌのための施設		①政府に対するもの	②北海道との格差に関するもの			
(1)生活に関する悩み	83	100.0%	15.7%	42.2%	6.0%	0.0%	9.6%	100.0%	8.4%	7.2%	13.3%	19.3%	9.8%	0.0%	9.6%	9.6%	0.0%
②身体に関する悩み(病気、脱毛等)	29	44.8%	100.0%	0.0%	3.4%	3.4%	0.0%	29	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	3.4%	3.4%	6.9%	0.0%
③金銭の給付に関するもの	63	55.6%	0.0%	100.0%	4.8%	0.0%	9.5%	63	14.3%	9.5%	20.6%	19.0%	14.3%	4.8%	19.0%	14.3%	0.0%
④金銭の貸付に関するもの	28	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	3	28	3	4	6	1	2	11	12	3	0
⑤仕事・職場	8	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	8	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑥就職に関するもの	32	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	32	5	3	7	2	3	6	8	3	0	0
(1)合計	173	83	29	63	28	8	32	17	12	26	25	17	17	33	21	0	0
(2)アイヌ文化に関するもの	63	11.1%	0.0%	14.3%	4.8%	0.0%	7.9%	27.0%	100.0%	23.8%	11.1%	7.9%	19.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
②アイヌのための施設の設置	38	6.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	3	12	9	38	3	4	4	6	5	0	0
(2)合計	92	12.0%	0.0%	14.1%	6.5%	0.0%	7.6%	28.3%	68.5%	41.3%	17.4%	12.0%	8.7%	18.5%	13.0%	0.0%	0.0%
(3)人権・差別に関するもの	63	25.4%	1.6%	19.0%	1.6%	3.2%	39.7%	23.8%	4.8%	25.4%	19.0%	3.2%	20.6%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%
①政府に対するもの	39	20.5%	0.0%	23.1%	5.1%	0.0%	7.7%	43.6%	17.9%	10.3%	28.2%	30.6%	12.8%	100.0%	12.8%	0.0%	0.0%
②北海道との格差に関するもの	27	0.0%	3.7%	11.1%	40.7%	0.0%	22.2%	63.0%	18.5%	14.8%	29.6%	7.4%	18.5%	100.0%	7.4%	0.0%	0.0%
(4)合計	61	8	1	12	12	0	8	33	12	6	17	13	39	27	7	0	0
(5)本電話事業の実施内容に関する要望等	50	16.0%	4.0%	18.0%	6.0%	0.0%	6.0%	42.0%	14.0%	10.0%	24.0%	12.0%	10.0%	4.0%	14.0%	0.0%	0.0%
(6)その他	37	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	560	106	19	92	36	3	39	352	67	44	185	72	55	39	145	50	0
	100.0%	18.9%	3.4%	16.4%	6.4%	0.5%	7.0%	62.9%	12.0%	7.9%	33.0%	12.9%	9.8%	7.0%	25.9%	8.9%	0.0%

注：20%以上の項目のセルに色付けを行った。

4) その他

この他は、アイヌ刺繍やアイヌ語を習う場所についての問い合わせ、具体的な方法（アイヌ刺繍のやり方等）についての質問などであった。

なお、今回、集計対象からは除外したが、アイヌの相談員を指名する電話（相談内容は特になし）が30件程度見られた。

第6章 まとめ

第1節 今回の調査結果のポイント

(1)アイヌのどのような層から相談が寄せられたか。

《ポイント①》

北海道内に住んでいるアイヌの人々からの相談が最も多く（27.1%）、次いで東京都（24.8%）、千葉県（16.0%）、静岡県（10.1%）となった。

北海道内からの相談が最も多かったものの、北海道外からも全体の7割以上の相談が寄せられた。平成22年から23年にかけてアイヌ作業部会が実施した「道外実態調査」と同様、北海道外でもその相談ニーズは一定程度存在するとの結論が導き出された。

なお、その分布を見ると関東地方が最も多く、全体の6割近く（東京都76人、千葉県49人、埼玉県20人、神奈川県19人、茨城県13人、栃木県6人、群馬県1人）を占めており、次いで中部地方の約1割（静岡県31人）となっている。「道外実態調査」でも関東地方（東京都58人、神奈川県25人、千葉県24人、埼玉県19人、茨城県7人、栃木県4人）が全体の6割強、中部地方（静岡県19人、愛知県12人、長野県4人、新潟県1人、石川県1人、山梨県1人）が2割弱となっており、同様の傾向が見られる。

《ポイント②》

性別で見ると女性の占める割合が6割を超えた。

また、年代別で見ると50歳代が最も多く3割以上を占め（32.7%）、次いで60歳代（29.3%）、70歳代（17.8%）となった。

性別については、「道外実態調査」や本年10月に内閣官房アイヌ総合政策室が実施した「アイヌ政策に関する世論調査」（以下、「アイヌ世論調査」という。）でも男性42.4%、女性57.6%と、同様に女性の割合が高くなっているが、本電話相談では男性39.2%、女性60.8%となっており、その傾向はほぼ同様である。

なお、女性からの相談内容を見ると、アイヌの人々に対する何らかの定期的な経済給付を行う仕組みを作してほしいとの要望が特に男性と比べて多く見られた。

女性の相談者の割合を見ると、高齢者（60歳代以上）が過半数を占めており、女性は男性に比べて高寿命の傾向があるため、経済的な不安を抱える層から多く相談が寄せられたのではないかと推察される。

年齢層については全体として高年齢層が多く占めた。これはアイヌ世論調査の回収率と同様の傾向である。なお、北海道内と北海道外とで見ると、北海道内の年代層が高い傾向にあった。

一方で30歳代が最も多く占めた「道外実態調査」では30歳代で最も多く(21.9%)、60歳以上は少ない(12.9%)ことから、年齢構成としては対照的であった。この理由としては、「道外実態調査」では生活上の悩みがあるかを問わず、調査への協力を受諾した人が集計対象であったのに対し、今回の集計対象は生活上の悩み等を抱え、相談をしてきた人であり、高年齢の人ほど生活上の悩みを抱えている可能性が伺える。

(2)どのような内容の相談が寄せられたか。

《ポイント③》

生活に関連する悩みが最も多く、次いでアイヌ文化に関するもの、人権・差別に関するものとなった。

「道外実態調査」では現在困っていることとして「所得が少ないこと」(45.2%)など、生活に関連したものが多く見られ、今回の電話相談の結果でも同様に、生活に関連する悩みが多く見られ、更にその内訳を見ると「生活が苦しい」、「疲れている」という声が多い。また、金銭の給付に関する要望も生活に関する悩みの中では2番目に多い。

「道外実態調査」では、現在困っていることとして「アイヌに対する差別」が他の項目と比較すると低くなっていた(5.2%)ものの、北海道外における差別の有無については「ある」と答えた者の割合が20.5%であった。今回の電話相談でも、人権・差別に関するものが一定程度(19.3%)見られた。

生活に関連する悩みが最も多かった一方で、アイヌ文化に関するものや人権・差別に関するものも一定あり、相談ニーズの分野の多様化が伺える。

《ポイント④》

北海道内・北海道外別で見ると、北海道内では「人権・差別に関するもの」が、北海道外では「アイヌ文化や学校での歴史教育」等の要望や「アイヌの人々に対する何らかの定期的な経済給付を行う仕組みを作してほしい」と金銭の給付に関する要望が多く見られた。

北海道内と北海道外とでは、北海道外で「アイヌのための施設の設置に関する要望」について特に顕著な差が見られた。

北海道外では「生活が苦しい、疲れた」が多く見られ、これは「アイヌの人々に対する何らかの定期的な経済給付を行う仕組みを作してほしいとの要望」とその相関関係が最も強くなっている。

北海道外ではアイヌの人々の交流やアイヌの歴史や文化を担う施設の設置について要望が多く見られた。

《ポイント⑤》

様々な悩みを解決するのではなく単に話を聞くだけでニーズを満たせていると思われる（当人が安心感を持ったり、心が軽くなったりする）ケースも多く見られた。

本事業は北海道外におけるアイヌの人々に対する生活相談機能を確保する目的で開始したところであるが、生活上の悩みや問題を解決するのではなく、単に話を聞くだけでニーズを満たせている（当人が安心感を持ったり、心が軽くなったりする）と思われる問い合わせが、一定数見られた。差別を受けて育った等の生活歴を背景に社会とのつながりを持つことができず、孤立感、孤独感を感じている者も少なからずいるのではないかと推察される。

第2節 総括

(1) 北海道外にも見られた相談ニーズ

今回の相談事業では、本電話事業の実施内容そのものに関する要望や意見も見られた。全般的に本事業を支持する意見であり、例えば仕事を休んで窓口まで行かなくても電話で相談できること、プライベートな悩みも相談できることなどが評価されている。アイヌの人々に一定の相談ニーズがあることが明らかになった。

(2) 生活・文化・人権など相談の内容は多様

本事業の開始時は、生活上の悩みを中心とした相談が多いと思われたが、実際にはこれに次いでアイヌの文化・歴史に関する相談等も数多く挙げられた。

「アイヌ政策に関する世論調査」（内閣府大臣官房、平成 25 年 10 月）によると、アイヌに関する施策の中で最も重要なこととして「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」（51.3%）が挙げられており、国民一般でも教育の重要性が認識されているが、本事業を通して、アイヌの人々もアイヌ文化やアイヌの歴史の伝達を重視していることが浮き彫りになった。

また、言語や刺繍、踊りなどのアイヌ文化を学び、伝承したいと考えているアイヌの人々も一定程度見られることが、今回の相談を通して伺えた。

このほか、行政への施策要望に関するものや人権・差別に関するものも挙げられており、相談内容はさまざまな分野にわたっていることが明らかになった。

(3) 傾聴による孤独感の解消等の効果

今回の相談記録の内容から、差別を受けて育った等の生活歴を背景に社会とのつながりを持つことができず、孤立感、孤独感を感じている方も少なからずいることが示唆されたが、このような人にとっては、必ずしも具体的な悩みや困りごとを解決できなくても、話をする機会や場を提供することの意義は大きいものと考えられる。

今回の事業を通じて、郷里を離れ北海道外で親や兄弟、親族とは別々に暮らすアイヌ

の人々の中には社会からの疎外感、孤立感を感じている方も一定程度いることが明らかになった。このような人のために、本事業は社会とのつながりや同胞とのつながりを確保し、孤独感等を解消する効果があったと推察される。

(4) 継続実施に向けた課題

アイヌの人々のための北海道外における相談事業は今回が初の取組であり、相談体制を一から整えつつ、並行して周知・広報を実施することとなった。また、相談記録を蓄積しながら相談内容を分析し、その過程の中で記録様式の見直しを行った。相談期間においては9月20日から3月末までの約6ヶ月という期間的な制約もあり、相談記録の情報量が十分に確保できたとは言えない。そのため、集計に用いたデータ件数が少なく、推察による分析が中心とならざるを得なかった。アイヌの人々の多様なニーズの集約には課題を残したといえる。

したがって、以下の観点を踏まえて継続的に実施することが望まれる。

① オールシーズンを通じての事業実施

本事業は秋から冬にかけての相談であり、例えば子どもの進学や新卒等での就職といった年度当初に特有の生活上の悩みなど、季節によって異なる相談ニーズに対応することが十分にできなかった面がある。

また、分析上の観点からは、季節の違いが相談件数の大小や相談内容、相談者属性の違いなどに影響を与える可能性はあるが、それらを検証することができなかった。

そのため、継続的に実施する場合は、極力、年間を通して相談体制を維持・確保し、多様な相談を受け付けることが望まれる。

② 広報の充実・強化

相談事業を継続的に実施する場合は、今年度よりも一層、周知広報に力を入れて効果的に実施することが望まれる。今回の事業は短期間で体制を構築し、開始したこともあり、周知広報に十分な時間を確保できたとは言えず、知人や友人等の口コミも有効であった。しかし、常時2名の相談員が常駐し、相談に対応できる体制を確保しながら、1日当たり平均2~3件の相談にとどまっていたことは広報の手法についての課題を残した。広報予算の充実を図るとともに、より有効な広報手段を採用し、相談開始前から十分に広報を実施すれば、さらに多くの相談が寄せられた可能性がある。

その際、相談者の居住場所が全国に広がっていること、相談者に特定した広報ルートを構築することが困難であることなどから、マスメディアを活用した全国的な広報は本事業に適していると考えられる。

今後、事業を継続する場合には、広報の充実及び強化が望まれる。

参考1:「北海道外アイヌ生活実態調査」の概要

I. 調査の概要

1. 調査の目的

アイヌの人々が居住地に左右されず、自律的に生を営み、文化振興や伝承等を担えるよう、全国的見地から必要な政策を検討するために、生活基盤を北海道外に移したアイヌの人々の生活等の実態を調査するものである。

2. 調査対象者

明治以降、北海道から北海道外に転居したアイヌの人々、または、その子孫。調査の対象年齢は15歳以上とする。なお、本人がアイヌであることを否定している場合は調査の対象としない。

3. 調査の方法

① 調査対象者の把握

北海道を除く全国規模で初めて実施するアイヌの生活実態調査でもあり、北海道外に居住しているアイヌの人々の所在等は十分に把握されていないため、まず、北海道内のアイヌの人々から、本調査の対象になるとと思われる人(調査対象候補者)を紹介してもらい、調査対象候補者の把握を行った(機縁法による把握)。

調査に協力しやすい環境づくりとして、政府広報により全国広報、北海道内地方新聞への広告掲載、アイヌ政策推進会議や北海道アイヌ協会などのホームページでの周知、各種アイヌ関連イベントでのチラシの配布などを行った。

② 調査の実施(調査票の配布・回収)

今回の調査では、調査対象者が北海道外の全国に広範囲に居住していることから、電話で意向確認をした上で、郵送により241世帯318人に調査票を配付し、最終的な調査票の回収数は、153世帯、210名、回収率は世帯で63.5%、個人で66.0%であった。

4. 調査の内容

本調査は無記名であり、調査票は「世帯調査票」と「個人調査票」で構成。

① 世帯調査票

同一生計に属する家族を世帯とし、北海道外に本拠を有する世帯の状況を調査するもの(各世帯の1名に回答を依頼)。

② 個人調査票

アイヌの血縁者で道外に居住する満15歳以上(平成22年10月1日現在)の者の状況を調査するもの。

II. 調査の結果（まとめ）

1. 比較参照した調査

- ・北海道内のアイヌの人々に関する調査（以下、北海道内という。）

北海道アイヌ生活実態調査（北海道、平成 18 年）及び北海道アイヌ民族生活実態調査（北海道大学アイヌ・先住民研究センター、平成 20 年）

- ・全国民に関する調査（以下、全国という。）

総務省、厚生労働省及び文部科学省による各種調査

2. 調査に回答した人々

- ・居住地 関東地方が多く、世帯・個人ともに6割となっている。
- ・世帯構成 1人世帯が多く、次いで2人世帯が多い。
- ・男女別人数 女性が6割弱と男性より若干多くなっている。
- ・年齢別人数 30歳代が最も多く、次いで20歳代、50歳代となっている。本調査の回答者の平均年齢は40.3歳であり、北海道内の平均年齢より8歳ほど若くなっている。

3. 生活

- ・世帯年収は、本調査、北海道内、全国のいずれも200万円以上300万円未満が最も多いが、300万円を基準として300万円未満の割合を比較すると、本調査44.8%、北海道内50.9%、全国33.2%となり、全国と比較して明らかな収入の差がみられる。
- ・生活保護を受けている割合は、本調査7.6%、北海道内7.0%、全国2.3%となり、全国と比較して明らかな差がみられる。（なお、北海道一般では4.1%である。）
- ・就業形態は、派遣社員やパート・アルバイト等の比率が、本調査43.7%、北海道内30.4%、全国28.2%となり、北海道内及び全国と比較しても高くなっているが、これは、年収等の格差を生み出す要因の一つと思われる。

4. 教育

- ・若い年齢層（29歳以下）について見ると、高等学校に通った人の割合は、本調査87.9%、北海道内95.2%、全国97.3%であり、大学に通った人の割合は、本調査31.1%、北海道内20.2%、全国44.1%であって、いずれも全国と比較して顕著な格差が存在する。
- ・高校を中退した人の比率は全国の6倍近く、その理由として「経済的な理由」を挙げている割合が、本調査40.7%、全国2.9%である。
- ・在学中の人や18歳未満の子どもを持つ親からは、制度の周知も含め、奨学金等の制度に関する要望が多い。

5. アイヌ文化

- ・アイヌ文化の伝承等活動への参加について、現在若しくは過去に参加したことがある割合が本調査34.8%、北海道内40.7%となり、北海道内と比較してアイヌ文化の伝承等活動に参加できていない人は少ない。

- ・今後伝承されるべきアイヌ文化等については、アイヌ語、音楽と芸能、編物・刺繍・織物が6割に達し、それ以外の文化等についても半数近くの人が伝承されるべきとしており、文化伝承への意識は高い。
- ・参加又は実践する人を増やすためには、「どこでどのような活動が行われているのかを周知してほしい」、「学ぶ機会や場を作ってほしい」という意見が多く、アイヌの人々が居住地に左右されず、文化振興や伝承等を担えるようにすることが求められている。

6. 意識等

- ・自分がアイヌであることを配偶者に言っている人が8割、子どもに言っている人が6割、自分がアイヌであることを周りが知っている人が5割を超えていることから、理由は一様ではないにせよ、アイヌとしての意識を持っている人が、かなり多いことが伺われる。
- ・一般的にアイヌのことがあまり知られていないと思われる北海道外においても、20.5%の人が差別を受けたことがあると回答している。
- ・北海道内における調査結果と同様、現在困っていることや悩みを抱えている人は多いが、行政機関に相談する割合は、本調査3.3%、北海道内10.0%となっており、北海道内と比較して、アイヌの人々が困ったこと等を相談できる環境が整備されていないことが要因として考えられる。

7. 総括

北海道を除く全国規模でアイヌの人々の生活実態を把握するための調査を初めて実施し、北海道外に居住するアイヌの人々の生活実態の特色を確認することができた意義は大きい。総じて言えば、主として都市部に居住すること及び居住地における施策の相違に起因すると思われる差異を除けば、北海道内及び北海道外のアイヌの人々の生活実態は基本的に近似していること、そして全国の状況と比較すると多くの面でお格差が存在していることが明らかになった。「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書が指摘していた格差の存在が、本調査によって確認されたということが出来る。

今回の調査においては、アイヌの人々から調査への協力をいただくことに難渋したが、実は、この事実こそが、アイヌとしての誇りを持って生きることが容易ではないという現状の反映であり、今回の最大の「調査結果」であるというべきかもしれない。

とりわけ、今回の調査結果を踏まえると、全国的見地からの生活・教育面での支援策、特に安定した就労への支援、高等教育機関への進学支援、北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援及び生活等の相談に対応する等の措置等について、アイヌ民族と日本の実情に即した先住民族政策という視点からの検討が望まれる。また、今後の取組に併せて、継続的な実態調査の実施も必要とされよう。

出典：内閣官房アイヌ総合政策室 アイヌ政策推進会議 「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会（平成23年）資料

参考2:アイヌ政策に関する世論調査結果の概要

I. 調査の概要

1. 調査の目的

アイヌ政策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

2. 調査対象者

- (1) 母集団 全国 20 歳以上の日本国籍を有する者
- (2) 標本数 3,000 人
- (3) 抽出方法 層化 2 段無作為抽出法

3. 調査時期

平成 25 年 10 月 24 日～11 月 3 日

4. 調査の方法

調査員による個別面接聴取法

5. 回収結果

- (1) 有効回収数 (率) 1,745 人 (58.2%)
- (2) 調査不能数 (率) 1,255 人 (41.8%)

II. 調査の結果

1. アイヌについて

(1) アイヌに関する周知度

アイヌという民族がいることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者の割合が 95.3%、「知らない」と答えた者の割合が 3.8%となっている。

都市規模別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は大都市で高くなっている。

性別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は 50 歳代, 60 歳代で高くなっている。

ア アイヌについて知っている事項 (全般)

アイヌという民族がいることを「知っている」と答えた者 (1,663 人) に、アイヌについて、どのような事を知っているか聞いたところ、「アイヌの人々が先住民族であるということ」を挙げた者の割合が 68.3%、「アイヌが独自の伝統的文化を形成していること」を挙げた者の割合が 65.7%と高く、以下、「アイヌの人々が北海道や首都圏など全国各地で暮らしていること」(48.0%)、「中世・近世において和人と抗争した、近代の北海道開拓の過程で困窮化したなどの歴史があること」(38.1%)などの順となっている。(複数回答, 上位 4 項目)

都市規模別に見ると、「アイヌの人々が先住民族であるということ」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「アイヌの人々が先住民族であるということ」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「アイヌの人々が先住民族であるということ」を挙げた者の割合は 20 歳代, 30 歳代で、「アイヌが独自の伝統的文化を形成していること」を挙げた者の割合は

50 歳代で、「中世・近世において和人と抗争した、近代の北海道開拓の過程で困窮化したなどの歴史があること」を挙げた者の割合は 50 歳代、60 歳代で、それぞれ高くなっている。

イ アイヌについて知っている事項（文化）

アイヌという民族がいることを「知っている」と答えた者（1,663 人）に、アイヌ文化について、どのような事を知っているか聞いたところ、「衣服や服飾品を彩る独特なアイヌ文様があること」を挙げた者の割合が 71.4%と最も高く、以下、「アイヌ語という独自の言語を用いていること」（56.6%）、「盆や衣服などアイヌ独自の伝統的な工芸品があること」（46.1%）、「伝統的な古式舞踊があること」（45.0%）、「口伝えによる豊かな表現で、語り伝えてきた口承文芸・民話があること」（41.9%）、「アイヌ独自の民族楽器があること」（41.6%）などの順となっている。（複数回答、上位 6 項目）

都市規模別に見ると、「衣服や服飾品を彩る独特なアイヌ文様があること」、「アイヌ語という独自の言語を用いていること」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、大きな差異は見られない。

年齢別に見ると、「衣服や服飾品を彩る独特なアイヌ文様があること」、「盆や衣服などアイヌ独自の伝統的な工芸品があること」、「口伝えによる豊かな表現で、語り伝えてきた口承文芸・民話があること」を挙げた者の割合は 50 歳代、60 歳代で、「アイヌ語という独自の言語を用いていること」を挙げた者の割合は 20 歳代から 50 歳代で、「伝統的な古式舞踊があること」を挙げた者の割合は 60 歳代、70 歳以上で、「アイヌ独自の民族楽器があること」を挙げた者の割合は 60 歳代で、それぞれ高くなっている。

ウ アイヌについて知ったきっかけ

アイヌという民族がいることを「知っている」と答えた者（1,663 人）に、アイヌについて、何で知ったか聞いたところ、「テレビ・ラジオ」を挙げた者の割合が 51.0%と最も高く、以下、「学校の授業」（43.8%）、「新聞」（28.8%）、「雑誌、書籍、パンフレットなど」（26.2%）などの順となっている。（複数回答、上位 4 項目）

都市規模別に見ると、「テレビ・ラジオ」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「新聞」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「テレビ・ラジオ」、「新聞」、「雑誌、書籍、パンフレットなど」を挙げた者の割合は 50 歳代、60 歳代で、「学校の授業」を挙げた者の割合は 20 歳代から 40 歳代で、それぞれ高くなっている。

2. アイヌに関する意識について

(1) アイヌのイメージ

アイヌの人々に持っている又は持ったイメージはどのようなものか聞いたところ、「独自の伝統的文化を育んでいる」を挙げた者の割合が 62.6%と最も高く、以下、「自然と関わりの深い生活を送ってきた」（53.5%）、「独自の言語を話している」（46.5%）、「アイヌの伝統的文化が存続の危機にある」（40.4%）などの順となっている。（複数回答、上位 4 項目）

年齢別に見ると、「独自の伝統的文化を育んでいる」を挙げた者の割合は 50 歳代で、「自然と関わりの深い生活を送ってきた」、「独自の言語を話している」を挙げた者の割合は 50 歳代、60 歳代で、「アイヌの伝統的文化が存続の危機にある」を挙げた者の割合は 40 歳代、60 歳代で、それぞれ高くなっている。

(2) アイヌへの差別や偏見の有無

アイヌの人々に対して、現在は差別や偏見がなく平等であると思うか聞いたところ、「平等であると思う」とする者の割合が50.4%（「平等であると思う」25.3%＋「どちらかというところ平等であると思う」25.1%）、「平等ではないと思う」とする者の割合が33.5%（「どちらかというところ平等ではないと思う」24.3%＋「平等ではないと思う」9.2%）となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が16.1%となっている。

都市規模別に見ると、大きな差異は見られない。

性別に見ると、「平等であると思う」とする者の割合は男性で、「平等ではないと思う」とする者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「平等であると思う」とする者の割合は60歳代で、「平等ではないと思う」とする者の割合は20歳代、30歳代で、それぞれ高くなっている。

3. アイヌに関する施策について

(1) 重要だと思うアイヌ関連施策

アイヌの人々に関する施策のうち、どのような取組を重点的に行うべきか聞いたところ、「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」を挙げた者の割合が51.3%と最も高く、以下、「アイヌの人々への理解を深めるための啓発・広報活動」（43.4%）、「アイヌ文化継承のための人材育成」（31.1%）、「アイヌ文化の更なる振興」（27.1%）、「アイヌの人々への教育の充実・支援」（25.4%）などの順となっている。（複数回答、上位5項目）

年齢別に見ると、「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」を挙げた者の割合は20歳代から40歳代で、「アイヌの人々への理解を深めるための啓発・広報活動」を挙げた者の割合は40歳代、50歳代で、「アイヌ文化継承のための人材育成」を挙げた者の割合は60歳代で、「アイヌ文化の更なる振興」を挙げた者の割合は50歳代で、それぞれ高くなっている。

4. 「民族共生の象徴となる空間」について

(1) 「民族共生の象徴となる空間」の周知度

国が取り組んでいる「民族共生の象徴となる空間」について知っていたか聞いたところ、「知っていた」とする者の割合が12.6%（「知っていた」5.4%＋「言葉だけは聞いたことがある」7.1%）、「知らなかった」と答えた者の割合が85.5%となっている。

都市規模別に見ると、「知らなかった」と答えた者の割合は小都市で高くなっている。

性別に見ると、「知っていた」とする者の割合は男性で、「知らなかった」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

年齢別に見ると、「知っていた」とする者の割合は60歳代で、「知らなかった」と答えた者の割合は20歳代、40歳代で、それぞれ高くなっている。

ア 「民族共生の象徴となる空間」について知ったきっかけ

「民族共生の象徴となる空間」を「知っていた」、「言葉だけは聞いたことがある」と答えた者（219人）に、「民族共生の象徴となる空間」を何で知ったか聞いたところ、「テレビ・ラジオ」を挙げた者の割合が53.4%、「新聞」を挙げた者の割合が46.1%と高く、以下、「雑誌、書籍、パンフレットなど」（26.0%）、「アイヌの人々との交流、イベントなど」（12.3%）などの順となっている。（複数回答、上位4項目）

性別に見ると、「雑誌、書籍、パンフレットなど」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

(2) 「民族共生の象徴となる空間」のうち重要だと思う機能

「民族共生の象徴となる空間」において整備を予定している機能のうち、重要だと思う機能はどれか聞いたところ、「展示・調査研究機能（アイヌの歴史、文化などを紹介したり、調査研究を行う機能）」を挙げた者の割合が44.6%、「文化伝承・人材育成機能（アイヌ文化の伝承や伝承者を人材育成する機能）」を挙げた者の割合が44.5%、「体験交流機能（アイヌの古式舞踊や伝統工芸を体験交流できる機能）」を挙げた者の割合が41.2%と高く、以下、「情報発信機能（アイヌ文化振興に関する取組などを情報発信する拠点としての機能）」（36.5%）、「精神文化尊重機能（伝統的儀式などを通じたアイヌの精神文化の理解・尊重を促進する機能）」（36.3%）などの順となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が11.3%となっている。（複数回答、上位5項目）

都市規模別に見ると、「展示・調査研究機能（アイヌの歴史、文化などを紹介したり、調査研究を行う機能）」、「文化伝承・人材育成機能（アイヌ文化の伝承や伝承者を人材育成する機能）」、「精神文化尊重機能（伝統的儀式などを通じたアイヌの精神文化の理解・尊重を促進する機能）」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「体験交流機能（アイヌの古式舞踊や伝統工芸を体験交流できる機能）」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。

年齢別に見ると、「文化伝承・人材育成機能（アイヌ文化の伝承や伝承者を人材育成する機能）」、「精神文化尊重機能（伝統的儀式などを通じたアイヌの精神文化の理解・尊重を促進する機能）」を挙げた者の割合は40歳代、50歳代で、「体験交流機能（アイヌの古式舞踊や伝統工芸を体験交流できる機能）」を挙げた者の割合は30歳代、40歳代で、「情報発信機能（アイヌ文化振興に関する取組などを情報発信する拠点としての機能）」を挙げた者の割合は30歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。

(3) 「民族共生の象徴となる空間」の取組について

「民族共生の象徴となる空間」という取組は、アイヌ文化の伝承・共有に有効であると思うか聞いたところ、「有効であると思う」とする者の割合が77.1%（「有効であると思う」37.5%＋「どちらかというとも有効であると思う」39.6%）、「有効ではないと思う」とする者の割合が9.7%（「どちらかというとも有効ではないと思う」6.4%＋「有効ではないと思う」3.3%）となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が13.1%となっている。

性別に見ると、「有効ではないと思う」とする者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「有効であると思う」とする者の割合は30歳代、50歳代で高くなっている。

5. 「イランカラプテ」キャンペーンについて

(1) 「イランカラプテ」キャンペーンの周知度

「イランカラプテ」キャンペーンについて知っていたか聞いたところ、「知っていた」とする者の割合が3.0%（「知っていた」1.1%＋「言葉だけは聞いたことがある」1.9%）、「知らなかった」と答えた者の割合が95.1%となっている。

都市規模別に見ると、大きな差異は見られない。

年齢別に見ると、「知らなかった」と答えた者の割合は30歳代で高くなっている。

ア 「イランカラプテ」キャンペーンについて知ったきっかけ

「イランカラプテ」キャンペーンを「知っていた」、「言葉だけは聞いたことがある」と答えた者（53人）に、「イランカラプテ」キャンペーンを何で知ったか聞いたところ、「テレビ・ラジオ」を挙げた者の割合が39.6%、「雑誌、書籍、パンフレットなど」を挙げた者の割合が24.5%、「新聞」を挙げた者の割合が20.8%、「アイヌの人々との交流、イベント

など」を挙げた者の割合が 11.3%などの順となっている。なお、「その他」と答えた者の割合が 17.0%となっている。(複数回答, 上位 4 項目)

(2) 「イランカラプテ」キャンペーンの取組について

「イランカラプテ」キャンペーンという取組は、アイヌ文化の普及啓発の推進に有効であると思うか聞いたところ、「有効であると思う」とする者の割合が 67.0%（「有効であると思う」30.0%+「どちらかというとも有効であると思う」37.0%）、「有効ではないと思う」とする者の割合が 17.3%（「どちらかというとも有効ではないと思う」11.5%+「有効ではないと思う」5.8%）となっている。なお、「わからない」と答えた者の割合が 15.6%となっている。

都市規模別に見ると、「有効であると思う」とする者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「有効ではないと思う」とする者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「有効ではないと思う」とする者の割合は 20 歳代から 40 歳代で高くなっている。

6. 国民理解の促進について

(1) 国民理解の促進に向けて効果的な取組方法

広く国民が、アイヌに関して、関心を深めるためには、どのような方法による取組が効果的だと思うか聞いたところ、「テレビ番組や新聞を利用した情報提供」を挙げた者の割合が 72.8%と最も高く、以下、「インターネットによる広報活動」(39.0%)、「再現されたアイヌの伝統的家屋・食事・衣服・楽器の体験」(35.5%)、「講演会・シンポジウム・フォーラム・文化交流イベントの開催」(30.3%)などの順となっている。(複数回答, 上位 4 項目)

都市規模別に見ると、「再現されたアイヌの伝統的家屋・食事・衣服・楽器の体験」、「講演会・シンポジウム・フォーラム・文化交流イベントの開催」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「インターネットによる広報活動」を挙げた者の割合は男性で高くなっている。

(2) アイヌ関連イベントの見学・参加意向

アイヌに関するどのようなイベントなら見学・参加してみたいと思うか聞いたところ、「アイヌの伝統的古式舞踊・音楽」を挙げた者の割合が 53.5%、「アイヌの伝統的工芸品の展示会」を挙げた者の割合が 51.4%と高く、以下、「アイヌの伝統的家屋の見学会」(32.8%)、「アイヌの伝統的儀式」(30.4%)などの順となっている。なお、「特にない」と答えた者の割合が 15.9%となっている。(複数回答, 上位 4 項目)

都市規模別に見ると、「アイヌの伝統的古式舞踊・音楽」、「アイヌの伝統的家屋の見学会」を挙げた者の割合は中都市で高くなっている。

性別に見ると、「アイヌの伝統的古式舞踊・音楽」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。

年齢別に見ると、「アイヌの伝統的古式舞踊・音楽」を挙げた者の割合は 60 歳代で、「アイヌの伝統的工芸品の展示会」、「アイヌの伝統的儀式」を挙げた者の割合は 50 歳代, 60 歳代で、「アイヌの伝統的家屋の見学会」を挙げた者の割合は 20 歳代から 40 歳代で、それぞれ高くなっている。

出典：内閣府大臣官房政府広報室「アイヌ政策に関する世論調査」(平成 25 年) 資料より抜粋

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12

TEL 03-5777-1802(代) FAX 03-5777-1803

URL <http://www.jinken.or.jp>